

熊本市環境総合センター年報

第32号

ANNUAL REPORT

OF

KUMAMOTO CITY

ENVIRONMENTAL RESEARCH INSTITUTE

No. 32 2024

令和6年度（2024年度）

熊本市環境総合センター

はじめに

この度、令和 6 年度（2024 年度）の試験検査および調査研究の成果を取りまとめ、「熊本市環境総合センター年報（第 32 号）」として発刊いたしました。ご高覧のうえ、今後の業務推進にあたり、ご指導・ご助言をいただければ幸いです。

令和 5 年 5 月、新型コロナウイルス感染症が感染症法上で 5 類に移行し、社会は平常を取り戻しつつあります。しかし、新たな感染症の発生は常に想定すべきリスクであり、備えは欠かせません。このため、本市では新たな感染症有事に備えて、令和 6 年 3 月に「熊本市感染症予防計画」および「熊本市健康危機対処計画」を策定しました。当センターは、これらの計画に基づき、地域の公衆衛生を確保し、市民の安心と安全を支えるため、検査体制の充実に取り組んでいます。

環境分野では、地下水の保全は、これまで継続して取り組んできた重要なテーマであり、今後も持続的に推進していく必要があります。本市の水道水源はすべて地下水に依存しており、その保全は市民生活や産業活動を支える重要な基盤である一方、地下水は一度変化すると回復に長い時間を要するため、予防的な取り組みが重要です。当センターは、市内の地下水や公共用水域の水質調査を継続し、得られたデータを蓄積し解析することで、将来の水資源保全に向けた科学的根拠を示し、地域の持続可能な環境づくりに貢献しています。

また、近年、短期間での人員異動の影響もあり、検査業務や調査研究の継続性を確保するためには、体制面でのさらなる工夫が求められています。特に専門性の高い分野では、一定期間の経験を通じて培われる技能の継承が必要であり、これを将来にわたり維持することは大きな課題と考えています。このため、業務マニュアルの整備を進めるとともに、外部機関との連携を強化し、計画的な研修を重ねることで、人材育成の強化を着実に推進してまいります。

今後も、感染症や食中毒、環境汚染事故などの健康危機管理において、科学的・技術的な中核機関としての役割を果たし、関係機関と連携しながら検査体制の強化と技術の向上に努めてまいります。引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年）12 月

熊本市環境総合センター所長 田上 真吾

目 次

I 概 要

| | |
|-------------|---|
| 1 沿革 | 1 |
| 2 施設の概要 | 1 |
| 3 組織及び事務分掌 | 2 |
| 4 職員配置 | 3 |
| 5 会議・研修等 | 4 |
| 6 予算概要 | 6 |
| 7 主要備品 | 7 |
| 8 主要リース分析機器 | 8 |

II 業 務

| | |
|---------|----|
| 1 環境総務班 | 9 |
| 2 環境科学班 | 10 |
| 3 微生物班 | 20 |
| 4 衛生科学班 | 24 |

III 資 料

| | |
|---|----|
| 1 テロ対策への地方衛生研究所としての取り組みについて | 28 |
| 2 感染症発生動向調査事業におけるウイルス検出状況（令和6年度（2024年度） 下田 麻央 | 29 |
| 3 熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について (令和6年度(2024年度) 原田 千恵 | 33 |

IV 付 錄

| | |
|------------------------------|----|
| 1 熊本市環境総合センター条例 | 51 |
| 2 熊本市環境総合センター条例施行規則 | 53 |
| 3 熊本市環境総合センター手数料条例 | 55 |
| 4 熊本市環境総合センター手数料条例の施行等に関する規則 | 56 |

I 概 要

1 沿 革

- 昭和47年 2月 熊本市九品寺1丁目13-16 熊本保健所内に衛生試験所を設置する。
衛生局衛生部に所属する。
- 昭和55年10月 熊本市田迎町田井島269番地に新築移転。
- 昭和56年 1月 熊本市保健衛生研究所と改称する。
- 平成 4年 4月 機構改編により環境保全局に所属替えとなる。主査制となる。（部相当）
- 平成 7年 4月 熊本市環境総合研究所と改称する。機構改編により2課5係となる。（部相当）
- 平成 7年 6月 熊本市画団町所島404番地1に新築移転する。（建物名 熊本市環境総合センター）
- 平成11年 4月 機構改編により次長、主査制となる。（部相当）
- 平成19年 4月 機構改編により部相当から課相当となる。
- 平成24年 4月 所属局名が環境局となる。熊本市環境総合センターと改称、4班となる。
指定都市移行に伴い、所在地名が熊本市東区画団町所島404番地1になる。

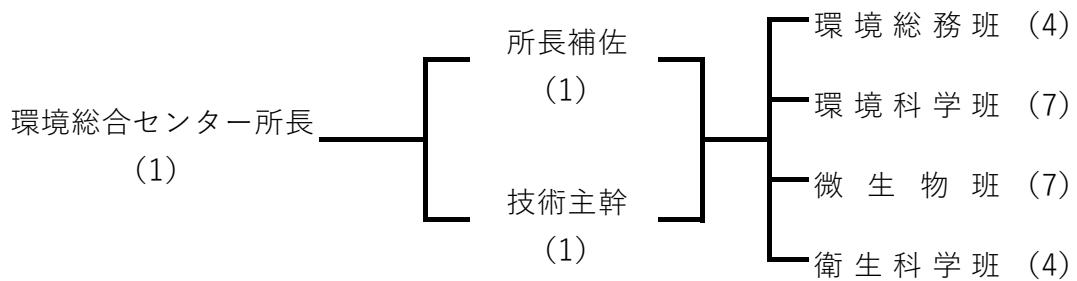


熊本市環境総合センターの全景

2 施設の概要

| | | | |
|------|-------|------------------------|------------------------|
| 敷地面積 | | 7,033.00m ² | |
| 建物面積 | 研究所棟 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 3,999.48m ² |
| | 付属舎棟 | 鉄筋コンクリート造1階建 | 177.00m ² |
| | 機械室 | 鉄筋コンクリート造1階建 | 41.00m ² |
| | 車庫その他 | 鉄筋コンクリート造1階建 | 53.37m ² |

3 組織及び事務分掌（令和7年（2025年）4月現在）



()内は、再任用職員・会計年度任用職員を含む職員数

事務分掌は次のとおりです。

環境総合センター

- (1) 環境総合センターの管理及び運営に関すること。
- (2) 食品及び環境衛生に係る総合的な試験検査及び調査研究に関すること。
- (3) 微生物学的及び臨床病理学的な検査研究に関すること。
- (4) 地下水質に関する調査研究に関すること。
- (5) 地下水量の確保に関する調査研究に関すること。
- (6) 環境保全に係る総合的な試験検査及び調査研究に関すること。
- (7) 環境保全に係る啓発及び推進に関すること。
- (8) 国、県等の研究機関等との連絡調整に関すること。
- (9) 環境に係る情報の収集及び提供に関すること。

※ 熊本市事務分掌規則（平成8年4月1日規則第38号）より抜粋。

4 職員配置

令和7年(2025年)4月現在

| 区分 | | 化 学 | 獸 医 師 | 藥 劑 師 | 臨 床 檢 查 技 師 | 事 務 | 計 |
|----------|-------|-------------------|-------------|-------------|----------------------------|--------|----|
| 環境総合センター | 所 長 | 1 | | | | | 1 |
| | 所長補佐 | | | | | 1 | 1 |
| | 技術主幹 | | | | 1 | | 1 |
| | 環境総務班 | 主 査* ¹ | | | | 1 | 4 |
| | | 参 事 | | | | 1 | |
| | | 主任技師 | 1 | | | | |
| | | 主任技師（再任用） | | | | 1 | |
| | 環境科学班 | 主 査 | 1 | | | | 7 |
| | | 技術参事 | 1 | | | | |
| | | 主任技師 | 2 | 1 | | | |
| | | 主任技師（再任用） | | | | | |
| | | 技師 | 1 | 1 | | | |
| | 微生物班 | 主 査* ¹ | | | 1 | | 7 |
| | | 技術参事 | | | | | |
| | | 主任技師 | | 1 | | | |
| | | 主任技師（再任用） | | | 1 | | |
| | | 技師 | | | 1 | | |
| | | 検査技術 会計年度任用職員 | | | 3 | | |
| | 衛生科学班 | 主 査* ¹ | 1 | | | | 4 |
| | | 主任技師 | 1 | | | | |
| | | 主任技師（再任用） | | | | | |
| | | 技師 | 2 | | | | |
| 合 計 | | 10 | 1 | 3 | 8 | 3 | 25 |

* 1 主幹又は技術主幹が主査を兼務

5 会議・研修等

| 出席日 | 会議・研修名 | 開催地 |
|------------|-----------------------------------|-------|
| 令和6年 | | |
| 6月12日 | 環境研究合同発表会 | Web開催 |
| 6月13日 | 令和6年度食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 | 東京都 |
| 6月14日 | 令和6年度病原体等の包装・運搬講習会 | 福岡市 |
| 7月10日～11日 | 衛生微生物技術協議会第44回研究会 | 江戸川区 |
| 7月13日 | 地衛研Webセミナー「微生物分野における次世代シーケンサーの活用」 | Web開催 |
| 7月16日 | 地方衛生研究所理化学部会 | Web開催 |
| 7月18日～19日 | 地方衛生研究所全国協議会及び全国環境研協議会九州支部総会 | 那霸市 |
| 9月6日 | 地方衛生研究所全国協議会第1回九州ブロック会議 | 北九州市 |
| 9月11日～13日 | 第65回大気環境学会年会 | 横浜市 |
| 9月25日～27日 | 薬剤耐性菌の検査に関する研修 | 武蔵村山市 |
| 10月3日 | 第50回九州衛生環境技術協議会 分科会 | 宮崎市 |
| 10月4日 | 第50回九州衛生環境技術協議会 全体会議 | 宮崎市 |
| 10月7日～11日 | 33.新興再興感染症技術研修 | 武蔵村山市 |
| 10月18日 | 全国環境研協議会 統一精度管理九州ブロック会議 | Web開催 |
| 10月24日 | 地域保健推進事業 地域専門家会議 | 北九州市 |
| 10月26日 | 地域保健推進事業 地域レンズセンター連絡会議 | 北九州市 |
| 10月27日～29日 | 第75回地方衛生研究所全国協議会総会 | 札幌市 |
| 11月7日～8日 | 日本食品衛生学会第120回学術講演会 | 春日井市 |
| 11月11日～12日 | 第47回農薬残留分析研究会 | 徳島市 |
| 11月14日～15日 | 第51回環境保全・公害防止研究発表会 | 檍原市 |
| 11月21日～22日 | 第61回全国衛生化学校技術協議会年会 | 堺市 |
| 11月21日～25日 | 特定機器分析研修Ⅱ(LS/MS/MS)第2回 | 所沢市 |
| 12月2日 | 地域保健総合推進事業 理化学系講習会 | Web開催 |
| 12月10日～13日 | 全ゲノム解析技術研鑽会 | 大宰府市 |
| 12月13日 | 地方衛生研究所全国協議会第2回九州ブロック会議 | 北九州市 |
| 12月18日～19日 | 希少感染症診断技術研修会 | Web開催 |
| 令和7年 | | |
| 1月17日 | 職員の試験検査技術の啓発に関する取組（理化学系現場の会） | 東京都 |
| 2月12日 | 全国環境研協議会総会及び地方公共団体環境試験研究機関等所長会議 | Web開催 |
| 2月13日 | 理化学部会 衛生理科学分野研修会 | Web開催 |
| 2月19日 | 第40回全国環境研究所交流シンポジウム | Web開催 |
| 2月20日 | 地方衛生研究所地域ブロック会議結果検討会 | 北九州市 |
| 3月10日 | 地衛研 技術研修会（食品苦情） | Web開催 |

| | | |
|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 3月13日～14日 | ウイルスバンク事業技術研修会 | 福岡県 熊本県 Web開催 |
| 3月14日 | 医薬品検査に関する研修会 | |
| 3月26日 | ISO/IEC17025 に基づく業務管理要領改訂について | |

6 予算概要（令和6年度(2024年度)決算）

(1) 歳 入

(千円)

| 科 目 | 調 定 額 | 収 入 済 額 | 不 能 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 |
|----------|-------|---------|-----------|-----------|
| 環境保護使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境保護手数料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境保護費負担金 | 9,229 | 9,229 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 9,229 | 9,229 | 0 | 0 |

(2) 歳 出

(千円)

| 事 項 | 管 理 費 | 試 験 検 査 費 | 調 査 研 究 費 | 市 民 啓 発 費 | 支 出 済 額 (計) |
|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|----------------|
| 報 酬 | 0 | 2,159 | 0 | 0 | 2,159 |
| 職員手当等 | 0 | 828 | 0 | 0 | 828 |
| 共 濟 費 | 0 | 517 | 0 | 0 | 517 |
| 報 償 費 | 0 | 0 | 0 | 33 | 33 |
| 費 用 弁 償 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普 通 旅 費 | 315 | 688 | 0 | 0 | 1,003 |
| 会計年度任用職員交通費 | | | | | |
| 一般需用費 | 1,383 | 7,981 | 0 | 439 | 9,803 |
| 食 糧 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 燃料光熱水費 | 11,924 | 0 | 0 | 0 | 11,924 |
| 医薬材料費 | 0 | 14,371 | 0 | 38 | 14,409 |
| 役 務 費 | 334 | 36 | 0 | 0 | 370 |
| 委 託 料 | 9,836 | 5,116 | 0 | 0 | 14,952 |
| 使 用 料・賃借料 | 58 | 17,962 | 0 | 0 | 18,020 |
| 工事請負費 | 3,192 | 0 | 0 | 0 | 3,192 |
| 備 品 購 入 費 | 0 | 6,425 | 0 | 0 | 6,425 |
| 負 担 金・補 助 金 | 128 | 17 | 0 | 0 | 145 |
| 公 課 費 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 計 | 27,177 | 56,162 | 0 | 510 | 83,849 |

7 主要備品（令和7年（2025年）4月1日現在）

| NO | 品名 | メーカー名 | 型式 | 取得日 | 数量 |
|----|----------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------|----|
| 1 | 万能倒立顕微鏡 | ニコン | TMD-2S セット CFplanNCG | S63.3.15 | 1 |
| 2 | 蛍光顕微鏡 | ニコン | X2F-EFD2 オートドライ ED60 | H3.8.2 | 1 |
| 3 | 防爆冷蔵庫 | 日本フリーザー | EP-521 | H7.3.30 | 2 |
| 4 | テレビ装置付実体顕微鏡 | ニコンインステック | SMZ-2T-2 他 | H7.3.30 | 1 |
| 5 | 超低温フリーザー | 三洋メディカシステム | MDF-192AT | H7.3.30 | 1 |
| 6 | 倒立顕微鏡 | ニコン | TMS-F13 | H7.3.30 | 1 |
| 7 | 超高速遠心器(バイオハザード対策) | 日立工機 | CS-120FX | H7.12.11 | 1 |
| 8 | E L I S A システム一式 | 日本バイオ・ラッドラボラトリーズ | 680マイクロプレートリーダーPCシステム他 | H17.3.2 | 1 |
| 9 | 自動核酸抽出装置 | キアゲン | QIAcube PREMIUM | H21.12.14 | 1 |
| 10 | 光学電子顕微鏡 | オリンパス | BX43 他 | H23.3.10 | 1 |
| 11 | 大気用水銀分析装置 | 日本インスツルメンツ | マーキュリーWA-4 | H24.9.28 | 1 |
| 12 | 食品放射線量測定器 | 日立アロカメディカル | CAN-OSP-NAI | H24.10.10 | 1 |
| 13 | ウエスタンプロット分析装置 | 日本バイオ・ラッドラボラトリーズ | Autoblot 3000 | H24.10.29 | 1 |
| 14 | 遺伝子增幅装置 | アプライドバイオシステムズジャパン | Veriti 200 | H24.11.20 | 1 |
| 15 | 恒温恒湿チャンバー | 柴田科学 | 5532型 | H24.12.25 | 1 |
| 16 | 精密電子天秤 | メトラー・トレド | XP 2 UV | H24.12.25 | 1 |
| 17 | マイクロ波試料前処理装置 | アントンパール・ジャパン | Multiwave PRO | H25.1.31 | 1 |
| 18 | 濁度・色度計 | 日本電色工業 | WA6000 | H25.6.19 | 1 |
| 19 | 炭素成分分析装置 | 東京ダイレック | CAA-202M-D | H26.1.21 | 1 |
| 20 | 分光光度計 | 島津製作所 | UV-1800 | H26.7.18 | 1 |
| 21 | pH 自動測定装置 | 東亜ディーケーケー | MM-60R 他 | H26.8.6 | 1 |
| 22 | リアルタイムPCRシステム | ロシュ・ダイアグノスティック | LightCycler480System II | H26.12.15 | 1 |
| 23 | 水質用水銀分析装置 | 京都電子工業 | MD-700A | H27.12.4 | 1 |
| 24 | 防爆冷凍冷蔵庫 | 大同工業所 | DGF-1A-510 | H27.12.15 | 1 |
| 25 | パルスフィールド電気泳動システム | バイオ・ラッドラボラトリーズ | CHEF-DR II、GelDoc XR Plus 他 | H28.2.9 | 1 |
| 26 | DNAシーケンサー | サーモフィッシャーサイエンティフィック | Applied Biosystems 3500 | H29.2.6 | 1 |
| 27 | 超低温フリーザー | パナソニックヘルスケア | MDF-394AT | H30.2.9 | 1 |
| 28 | 遺伝子增幅装置 | サーモフィッシャーサイエンティフィック | ProFlex PCR System | H31.2.14 | 1 |
| 29 | HEPAフィルター付きドラフトチャンバー | ダルトン | DFC79-AA15-AA | R1.8.23 | 1 |
| 30 | 自動核酸抽出装置 | キアゲン | QIAcube Connect System | R2.3.2 | 1 |
| 31 | リアルタイムPCRシステム | 日本ジェネティクス | LightCycler480System II | R2.3.2 | 1 |
| 32 | 自動核酸抽出装置 | プロメガ | Maxwell RSC System AS4500 | R2.8.27 | 1 |
| 33 | 免疫発光測定装置 | 富士レビオ | ルミパルス G600 II | R2.12.21 | 1 |
| 34 | COD測定用電気湯煎機 | 宮本理研工業 | CD-15 | R3.3.22 | 1 |
| 35 | 次世代シークエンサー | イルミナ社 | iSeq100 システム | R3.9.6 | 1 |
| 36 | ディープフリーザー | PHC 株式会社 | MDF-DC700VX-PJ | R3.11.11 | 1 |
| 37 | リアルタイムPCRシステム | 日本ジェネティクス | LightCycler480System II | R4.9.22 | 1 |
| 38 | 微量高速冷却遠心機 | エッペンドルフ・ハイマック・テクノロジーズ | CF18RS | R4.9.30 | 1 |
| 39 | 遺伝子增幅装置 | サーモフィッシャーサイエンティフィック | ProFlex PCR System | R5.12.26 | 1 |

8 主要リース分析機器（令和7年（2025年）4月1日現在）

| NO. | 品 名 | メーカー名 | 型 式 | リース開始日 |
|-----|---------------------------|---------------------|----------------------|----------|
| 1 | 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 | 島津製作所 | SHIMADZU LCMS-8050 他 | H26.12.1 |
| 2 | 高速液体クロマトグラフ分析装置 | 日本ウォーターズ | Acquity Arc システム | H29.2.1 |
| 3 | タンデム四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置 | 島津製作所 | TQ-8040 他 | H30.12.1 |
| 4 | イオンクロマトグラフ分析装置 | サーモフィッシャーサイエンティフィック | Integriton システム | R1.12.1 |
| 5 | ガスクロマトグラフ分析装置 | 島津製作所 | Nexis GC-2030 他 | R1.12.1 |
| 6 | 検査情報システム機器 | 富士通 | PRIMERGY 他 | R1.12.1 |
| 7 | バージアンドトラップガスクロマトグラフ質量分析装置 | 島津製作所 | GCMS-2020NX、PT7000 他 | R2.12.1 |
| 8 | 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 | 日本ウォーターズ | Xevo TQ-Smicro | R4.12.1 |
| 9 | ICP 質量分析装置 | パーキンエルマー | NexION2000 | R5.12.1 |
| 10 | 超純水製造装置 | アドバンテック東洋 | RFU666HA | R6.12.1 |
| 11 | フーリエ変換赤外分光分析装置 | サーモフィッシャーサイエンティフィック | Nicolet Summit X | R6.12.1 |
| 12 | 全有機炭素計 | analytikjena | multi N/C3100 | R6.12.1 |

II 業 務

1 環境総務班

環境総務班では、環境総合センターの予算管理、経理業務、施設の維持管理、関係機関との連絡調整などの基幹業務に加え、環境保全に関する啓発イベントの企画・運営を行っています。また、地域の小・中学校や自治会等からの依頼に応じて、各世代を対象とした環境学習会を実施しており、環境意識の向上に努めています。

さらに、中学校・高等学校・大学等からの職場体験の受け入れにも積極的に取り組み、次世代の人材育成に貢献しています。

市民との協働による環境保全活動としては、種の保存や生物多様性に関する講座を民間のNPO等と連携して企画・運営しているほか、保育園児とともにゴーヤやヘチマを用いた「緑のカーテン」の植付けなどの体験型活動も実施しています。

なお、令和2年度より当センターにて新型コロナウイルス感染症の検査業務を行っていた影響により、環境学習事業は一時すべて中止しておりましたが、令和5年度5月頃より再開しました。参考として、当センターが過去5年間に実施した環境学習事業の実績を表1に示します。

表1 主催事業及び支援事業の参加人数（過去5年間の推移）

| 事業名 | 令和2～4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|--------------|---|--------|--------|--------|--------|-----|
| 水生生物ウォッチング | 新型コロナウイルス感染症検査実施の影響により、環境学習事業は一時中止しました。 | 77人 | 2回 | 81人 | 3回 | |
| 種の保存と生物多様性講座 | | 184人 | 3回 | 211人 | 3回 | |
| 緑のカーテン | | 20人 | 1回 | 19人 | 1回 | |
| 主催事業の計 | | 281人 | 6回 | 311人 | 7回 | |
| 支援事業(出前講座)の計 | | 1,259人 | 31回 | 1,075人 | 29回 | |
| 合 計 | 0回 | 0回 | 1,540人 | 37回 | 1,386人 | 36回 |

2 環境科学班

環境科学班は、熊本市の良好な環境を守るため大気、水質などの環境保全に関する行政依頼検査を行っています。

さらに、大気環境の保全では地方自治体の試験研究機関の連携組織である全国環境研協議会等が実施している広域的な調査に参加し、試験検査を行っています。

調査別の検査件数を表2に、依頼課別の検査件数を表3に示します。

(1) 大気保全関係の検査

環境政策課の依頼による有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施しました。また、全国環境研協議会の取り組みとして、酸性雨の調査を行いました。

ア 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質の調査として、水道町自動車排出ガス測定局（1地点）で水銀を年12回測定しました。令和6年度の年平均値は $1.6\text{ng}/\text{m}^3$ で、指針値以下（ $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下）でした。

イ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

微小粒子状物質（PM2.5）の調査として、当センター屋上で捕集した試料の成分分析（質量濃度、イオン成分、炭素成分及び無機成分）を実施しました。試料捕集は、環境省のガイドラインに基づき年4回、各2週間実施しました。令和6年度の成分分析結果の報告は資料編に掲載しています。

ウ 酸性雨調査

全国環境研協議会が実施している第6次全国酸性雨調査（平成28年度～）に参加し、当センター屋上で採取した雨水のpHやイオン成分などの分析を行いました。令和6年度のpHの年平均値は4.92で、前年度平均値（4.86）とほぼ同程度でした。

(2) 水質保全関係の検査

水保全課の依頼による公共用水域及び地下水の常時監視並びに事業場排水の検査などのほか、関係各課の依頼による水質汚濁関係の検査を実施しました。

ア 公共用水域

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した公共用水域水質測定計画に従い、河川及び海域の常時監視に伴う水質調査を行いました。

調査項目のうち、河川の有機物による水質汚濁の指標である BOD については、河川の環境基準点（8 地点）で年 12 回、補助点（19 地点）で年 4 回調査を実施し、補助点の 2 地点を除いた 25 地点で環境基準を達成していました。海域の有機物による水質汚濁の指標である COD については、海域の環境基準点（4 地点）で年 12 回調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成していませんでした。

また、全亜鉛及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については、河川の環境基準点（8 地点）及び海域の環境基準点（4 地点）で、全亜鉛は年 2 回、LAS は年 1 回調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成していました。

さらに、有害金属、揮発性有機化合物、ほう素、ふつ素などの健康項目については、河川の環境基準点及び補助点（計 9 地点）並びに海域の環境基準点（2 地点）で年 1~4 回調査を実施しました。また、有機フッ素化合物（PFOS 及び PF0A）などの要監視項目については、河川の環境基準点及び補助点（計 6 地点）で年 1~2 回調査を実施しました。その結果、河川の環境基準点 1 地点でふつ素が環境基準を超過していました。それ以外の地点・項目で環境基準値（又は指針値）を超えたものはありませんでした。

イ 地下水

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した地下水質測定計画に従い、地下水の常時監視に伴う水質調査を行いました。

(ア) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、定点監視調査及び補助点調査を行いました。

a 定点監視調査

地下水質の現況と経年的な水質の変化を把握するため、市内全域に設置された監視井戸や民間井戸を用いて継続した水質調査を行っています（表 4、図 1 参照）。

令和 6 年度は、6 月に 22 本の井戸、10 月に 39 本の井戸について水質汚濁に係る環境基準項目、要監視項目及び地下水主要成分の検査を行いました。

その結果、環境基準項目については、ヒ素が T52(飽田)、T53(飽田)及び T107(清藤)の 3 地点で、ほう素が T21(中島)及び T45(天明)の 2 地点で、ふつ素が T20(中島)、T21(中島)、T35(白川)、T45(天明)、T46(天明)及び T107(清藤)の 6 地点で環境基準を超えて検出されました。その原因は地質由来によるものと考えられます。それ以外の地点・項目については、全て環境基準を達成していました。要監視項目については、溶解性マンガンが T14(力合)、T34(白川)、T46(天明)、T102(春竹)及び T103(花園)の 5 地点で指

針値を超えて検出されましたが、その原因も地質由来によるものと考えられます。また、有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が、T34(白川)及び T110（轟）の 2 地点で指針値を超えて検出されました。現在、有機フッ素化合物の指針値超過の原因究明に向け、周辺の地下水等の調査を実施しています。

なお、硝酸性窒素濃度の短期間での変化を把握するために、東部地区 5 地点（平成 21 年度から）及び北部・北西部地区 5 地点（平成 27 年度から）の計 10 地点において、年 6 回の定点監視調査を行いました。

b 補助点調査

定点監視調査を補うために、本市の主要な地下水流动地帯である東部地区の他、城南町地区などの井戸（6 月に 21 本、10 月に 18 本）について、硝酸性窒素の検査を実施しました。

(1) 定期モニタリング調査

これまでの調査で水質の汚染が確認されている地域で、地下水質の動向を継続的に把握するため調査を行いました。

a 硝酸性窒素

北部地域、北西部地域及び植木町地域では、環境基準を超える硝酸性窒素の汚染が継続して確認されていることから、年 2 回、調査を実施しました（表 5 参照）。

なお、本市では地下水の硝酸性窒素濃度を低減するため、令和 7 年 3 月に策定された「第 5 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づいて対策が進められています。

b ヒ素等

南西部地域に見られるヒ素、ふっ素及びほう素による汚染については、これまでの調査で、その原因が人為的汚染ではなく自然的要因であることが判明しています。

令和 6 年度は 6 月に計 26 本の井戸について調査を行いました。その結果、ヒ素が 13 本、ふっ素が 14 本で環境基準を超過していました。調査した井戸のうちいずれかの項目が環境基準を超過した井戸は 20 本でした。なお、その濃度は昨年度の調査結果と概ね同程度でした。

c 挥発性有機化合物

市内に点在する揮発性有機化合物による地下水汚染地区について、48 本の井戸を年 1 ~4 回、延べ 84 検体の検査を行いました。その結果、延べ 22 本の井戸で環境基準を超過していました。

d 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）

令和 4 年度の地下水定点監視調査において、T34(白川)及び T110 (轟) の 2 地点で有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA) が指針値を超えて検出され、その後の調査で、井芹川の上流や植木地区の複数の井戸において指針値超過が確認されました。

本市では、このような有機フッ素化合物の指針値超過を受け、令和 7 年（2025 年）2 月に有識者で構成される「熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議」を設置し、指針値超過の原因究明に向けた調査を実施しています。

令和 6 年度は、河川 198 検体、地下水 316 検体、排水等 59 検体(いずれものべ数)について、PFOS 及び PFOA 並びにイオン成分の検査を実施しました。引き続き、指針値超過の原因究明やモニタリングを実施していきます。

e その他

平成 23 年度（萩原地区）及び平成 24 年度（春日地区）に工場跡地の土壤及び井戸水から、環境基準を上回る有害物質（ベンゼン、シアン、ふっ素など）が検出されたことから、平成 25 年度からそれぞれの地区で 2 本ずつ、計 4 本の井戸（平成 28 年 11 月からは井戸 1 本の廃止により計 3 本）をモニタリング井戸として年 2 回の調査を行っています。令和 6 年度の調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

また、平成 25 年度に植木町で確認された自然的要因によるヒ素及びふっ素の環境基準超過については、平成 27 年度以降、年 2 回、2 本の井戸で調査を行っています。例年、ヒ素及びふっ素の環境基準超過が確認されており、令和 6 年度も同様にヒ素及びふっ素が環境基準を超過していました。

(ウ) 地下水汚染における科学的自然減衰監視

平成 3 年に東野地区においてガソリンによる地下水汚染が発生したため、汚染の拡大防止と浄化を目的に浄化装置を用いて汚染した地下水の揚水処理を開始しましたが、汚染濃度の減少や汚染地域の縮小に伴い平成 14 年度末に浄化装置の運転を休止し、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて、国立環境研究所と共同で「地下水汚染における科学的自然減衰 Monitored Natural Attenuation (MNA) に関する研究」を行いました。その結果、東野地区では、土壤中の細菌によりガソリン成分の分解が進んでいることが確認され、以降、自然減衰の状況を監視していくことになりました。

令和 6 年度は、年 2 回、各 8 本の井戸でガソリン成分（ベンゼン、トルエン、キシレン）の監視を行いましたが、いずれも検出されませんでした。

(I) その他

文化財課の依頼により、上江津湖のスイゼンジノリ保護区域一帯の湧水 5 箇所について、

年4回の水質検査を行いました。

ウ 事業場排水

事業場排水は、38検体について生活環境項目と健康項目の検査を行いました。その結果、1事業所で違反（SS（浮遊物質量））があり、担当課より排水を適切に処理するよう指導が行われました。

(3) 空間放射線量率の測定

平成23年(2011年)3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、市内の環境放射線量を把握するため、空間放射線量率の測定を実施しています。

平成23年度から平成28年度までの5年間は、各区役所及び当センター敷地内の計6ヶ所で測定を実施し、空間放射線量率が通常のレベルの範囲内（最小0.026～最大0.071マイクロシーベルト／時）であることを確認しました。

このような状況を踏まえ、平成29年度以降は、毎年度四半期に1回、当センター敷地内でのみ測定を実施しています。

令和6年度の測定結果においても、空間放射線量率はこれまでと同程度で、通常レベルの範囲内にあり、日常生活に影響がないことが確認されました（表6参照）。今後も測定を継続し、情報提供を行っていきます。

(4) 廃棄物関係の検査

環境施設課の依頼により、市最終処分場周辺の地下水質を監視するため、年1回、31本の地下水観測井戸や周辺井戸について検査を行いました。その結果、最終処分場に起因して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

また、事業ごみ対策課の依頼により、民間産業廃棄物最終処分場周辺の地下水質を監視するため、年2回、15本の観測井戸について検査を行いました。その結果、最終処分場に起因して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

(5) その他の検査

河川のマイクロプラスチック分析の情報収集のため国立環境研究所と地方環境研究所とで行うII型共同研究に参加しました。令和6年11月には、江津湖周辺（加勢川）でのマイクロプラスチック調査を実施しました。

また、当班では分析精度の確認と向上を目的として、毎年、環境省主催の精度管理調査に参

加しています。令和6年度は、模擬排水試料の全リン、ほう素及び金属並びに模擬水質試料の農薬の検査を行い適正な結果を得ました。さらに酸性雨の精度管理にも参加し適正な結果を得ました。

表2 調査別の検査件数

| 調査区分 | | 検体数 | 項目数 | 備考 |
|------|----------------|--------------------|--------|--------------------------------|
| 大気汚染 | 有害大気汚染物質 | 12 | 12 | |
| | 微小粒子状物質（PM2.5） | 64 | 2,558 | |
| | 酸性雨 | 83 | 503 | |
| | 計 | 159 | 3,073 | |
| 水質汚濁 | 河川・海域 | 生活環境項目等 | 304 | pH、BOD、SS等 |
| | | 健康項目・要監視項目 | 19 | 806 重金属、揮発性有機化合物等 |
| | 地下水 | 概況調査 | 148 | 5,216 |
| | | 定期モニタリング調査 | 503 | 8,134 有機フッ素化合物等 |
| | | 地下水汚染における科学的自然減衰監視 | 16 | 336 |
| | | その他 | 153 | 1,964 スイゼンジノリ保護区湧水調査、自主モニタリング等 |
| | 事業所排水 | 38 | 376 | 生活環境項目、健康項目 |
| | その他 | 420 | 7,566 | 環境総合センター排水自主測定等 |
| | 計 | 1,601 | 26,338 | |
| | 廃棄物関係 | 59 | 1,665 | 市廃棄物最終処分場周辺観測井戸、民間産廃処分場観測井戸等 |
| | 精度管理 | 4 | 68 | 環境省精度管理 |
| | その他 | 4 | 4 | 空間放射線量率 |
| 合計 | | 1,827 | 31,148 | |

表3 依頼課別の検査件数

| 依頼課 | 検体数 | 項目数 | 備 考 |
|---------|-------|--------|-----------------|
| 環境政策課 | 91 | 2,296 | PM2.5、有害金属等 |
| 水保全課 | 1,258 | 20,281 | 水質汚濁防止法に基づく調査等 |
| 環境施設課 | 40 | 608 | 最終処分場周辺調査等 |
| 事業ごみ対策課 | 156 | 3,792 | 産廃処分場周辺地下水調査等 |
| 動植物園 | 16 | 112 | 池の水質 |
| 文化財課 | 20 | 220 | スイゼンジノリ保護区域湧水調査 |
| 計 | 1,581 | 27,309 | |
| その他 | 246 | 3,839 | 空間放射線量率、精度管理 等 |
| 合 計 | 1,827 | 31,148 | |

表4 定点監視井戸一覧表

| 井戸番号 | 深度(m) | 用 途 | 測定回数 | 井戸番号 | 深度(m) | 用 途 | 測定回数 | 井戸番号 | 深度(m) | 用 途 | 測定回数 |
|------|-------|-----|------|------|-------|-----|------|-------|-------|-----|------|
| T 3 | 50 | 農業用 | 1回 | T 21 | 15 | 監視用 | 1回 | T 47 | 145 | 監視用 | 1回 |
| T 4 | 60 | " | 1回 | T 32 | 25 | " | 2回 | T 48 | 110 | " | 1回 |
| T 9 | 55 | 監視用 | 2回 | T 33 | 25 | " | 2回 | T 51 | 135 | " | 2回 |
| T 10 | 35 | " | 2回 | T 34 | 65 | " | 2回 | T 52 | 109 | " | 1回 |
| T 11 | 110 | " | 2回 | T 35 | 20 | " | 2回 | T 53 | 135 | " | 1回 |
| T 12 | 100 | " | 2回 | T 36 | 110 | " | 2回 | T 102 | 55 | " | 2回 |
| T 13 | 100 | " | 2回 | T 40 | 110 | " | 2回 | T 103 | 36 | " | 2回 |
| T 14 | 45 | " | 1回 | T 41 | 70 | " | 2回 | T 104 | 91 | " | 2回 |
| T 15 | 150 | " | 1回 | T 42 | 60 | " | 2回 | T 106 | 69 | 雑用 | 1回 |
| T 17 | 110 | " | 2回 | T 43 | 100 | " | 2回 | T 107 | 35 | " | 1回 |
| T 18 | 40 | " | 2回 | T 44 | 115 | " | 2回 | T 109 | 100 | 飲雑用 | 1回 |
| T 19 | 210 | " | 1回 | T 45 | 10 | " | 1回 | T 110 | 40 | 飲用 | 2回 |
| T 20 | 100 | " | 1回 | T 46 | 93 | " | 1回 | T 111 | 80 | 雑用 | 1回 |

表5 モニタリング調査結果（硝酸性窒素）

| 地 域 | 6月 | | | 10月 | | |
|--------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 北部地域 | 北西部地域 | 植木町地域 | 北部地域 | 北西部地域 | 植木町地域 |
| 調査井戸本数 | 33 | 10 | 17 | 32 | 10 | 17 |
| 基準超過本数 | 11 | 2 | 6 | 10 | 2 | 7 |

表6 空間放射線量率の測定結果

| 調査地点 | 測定結果（マイクロシーベルト/時） | | | | | | |
|----------|-------------------|---|---------|---|----------|---|---------|
| | R6年6月10日 | | R6年9月6日 | | R6年12月3日 | | R7年3月7日 |
| 環境総合センター | 0.036 | 晴 | 0.031 | 晴 | 0.029 | 晴 | 0.040 |

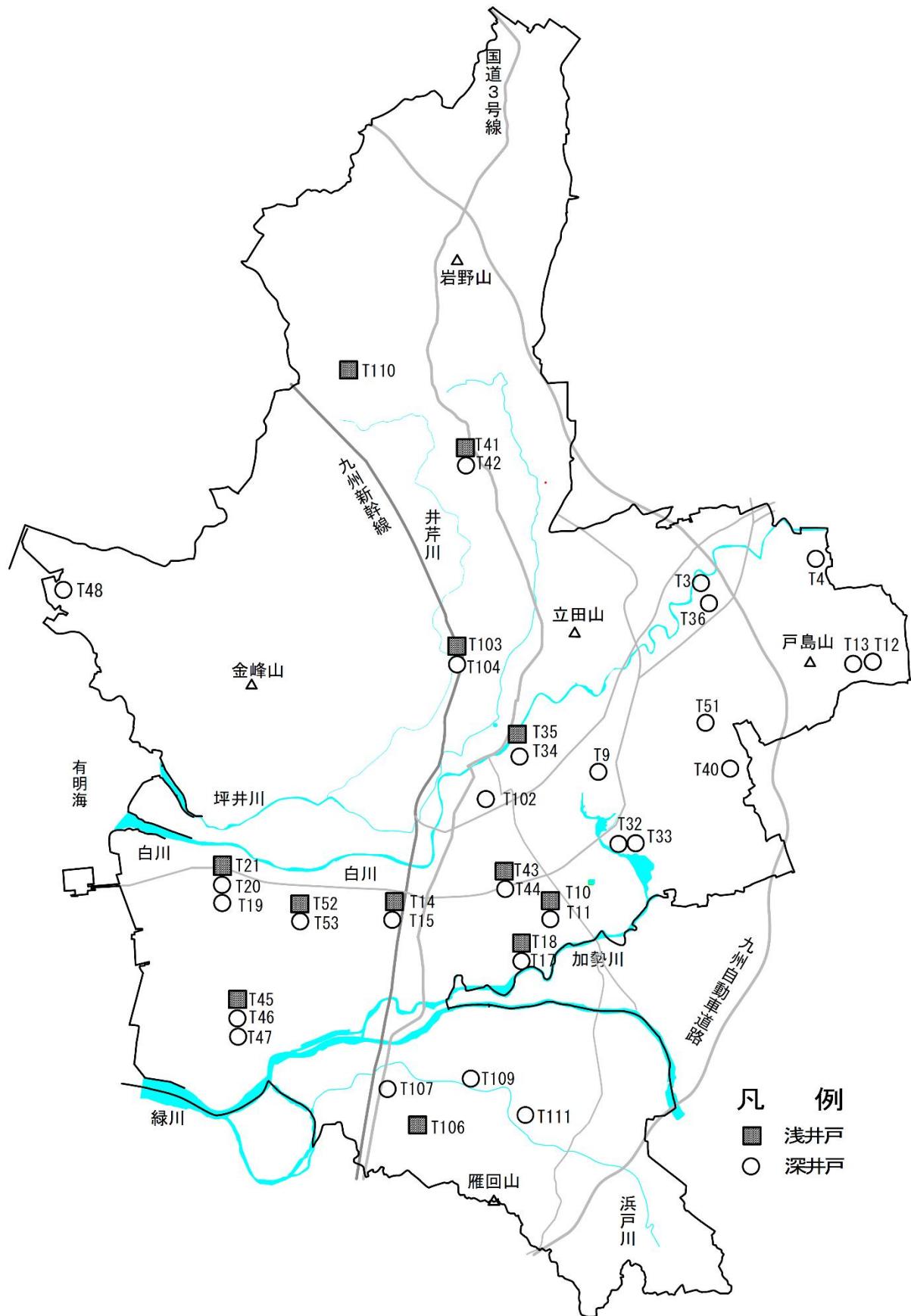


図1 定点監視井戸位置図

3 微生物班

微生物班では、細菌・ウイルス・その他の病原体が起こす食中毒や感染症等の試験検査および調査研究・情報発信を行い、市民の「食の安全・安心」と「良好な生活環境や健康を守る」ことを業務の目的としています（表7参照）。

表7 検査分類別実施状況

| 検査分類 | 検体数 | 検査項目数 | 概要 |
|-----------|-------|-------|---|
| 食中毒 苦情 | 241 | 3,534 | 食中毒・苦情の食品、患者由来材料、ふきとり等の検査 |
| 食品 | 150 | 383 | 食品保健課の収去計画に基づく食品検査 保健所以外の行政機関からの依頼検査 食品検査の外部精度管理 |
| 感染症 | 542 | 988 | 感染症発生動向調査事業 細菌・ウイルス等の同定 新型コロナウイルスの全ゲノム解析 病原体等検査の外部精度管理 |
| 環境衛生 | 103 | 144 | プール水、浴槽水等の検査 河川水、事業場排水等の検査 |
| 合 計 | 1,036 | 5,049 | |

(1) 食品中の微生物検査

例年、食品衛生法に定められた「規格基準」ならびに熊本県が定めた「熊本県食品の衛生に関する指導基準」に基づいて食品の検査を行っています。検査の結果、成分規格違反品、県指導基準不適合品については製造者に対して適切な衛生管理を行うよう保健所が指導等を行いました（表8参照）。他に保健所以外の行政機関からの依頼検査として、学校給食用食材についても検査を実施しました。

また、食品検査を適正に行う技術を保つため、食品薬品安全センターが行う外部精度管理調査に参加し、良好な結果を得ました。

(2) 食中毒・苦情検査

令和6年度は食中毒・苦情事例について原因微生物の検査を241検体実施しました。微生物が原因として食中毒と判定された事例は、クドア（飲食店）、カンピロバクター（飲食店）、腸管病原性大腸菌（EPEC）（入所者施設）、ウェルシュ菌（弁当販売店）、ノロウイルス（飲食店）が各1事例ずつありました（表9参照）。

(3) 感染症に関する検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づく「感染症発生動向調査事業」で、病原体検査（ウイルス分離・同定検査）を平成13年6月から実施しています。市内の6医療機関（小児科定点1、インフルエンザ定点2、基幹定点

3) の協力で、患者検体 98 検体が搬入されました。検査結果の詳細は資料編に記載します。

他には保健所（健康危機管理課）に届出のあった腸管出血性大腸菌感染症疑い 2 検体、麻しん疑い 6 検体、風しん疑い 9 検体、リケッチャ症疑い 62 検体、重症熱性血小板減少症候群(SFTS) 疑い 18 検体などの検査を実施しました。また、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症患者から分離された 15 株について菌種の同定及び PCR 法によるカルバペネマーゼ遺伝子の検索を行いました。*Serratia marcescens* 1 株、*Klebsiella aerogenes* 6 株、*Klebsiella pneumoniae* 1 株、*Escherichia coli* 2 株、*Enterobacter cloacae complex* 5 株が同定され、このうち *Enterobacter cloacae complex* 1 株から IMP 型のカルバペネマーゼ遺伝子が検出されました。

また、新型コロナウイルス感染症として提出された 318 検体について、次世代シークエンサーを用いた全ゲノム解析を実施しました（表 10 参照）。

(4) 病原体等検査における精度管理

令和 6 年度は「感染症法」に基づき厚生労働省健康局結核感染症課が実施した外部精度管理事業の「コレラ菌の同定」、「麻しんウイルス・風しんウイルスのダイレクトシークエンスによる遺伝子型の同定」および「腸管出血性大腸菌（EHEC）の MLVA による解析」等の精度管理に参加し、いずれにおいても適正な検査が行われていると判断されました。

(5) 環境衛生に関する微生物検査

保健所（生活衛生課）の依頼により公衆浴場等の微生物検査を 46 検体 68 項目について実施しました。

*浴槽水のレジオネラ属菌検査

保健所が立入り調査した公衆浴場や旅館のうち、浴槽水の残留塩素濃度が 0.4mg/l 未満であった 7 施設 17 検体についてレジオネラ属菌検査を行いました。その結果、レジオネラ属菌が 3 検体から検出されました。これを受けて保健所が施設に対して浴槽および循環配管の清掃消毒、適切な塩素濃度管理等の指導を行いました（表 11）。

また、環境保全のための検査として、水保全課等の依頼による河川水、海水、事業場排水等の微生物検査を 55 検体 74 項目について実施しました。

表8 食品の収去検査

| 検査目的 | 検査品名 | 検査数 | 違反 |
|--------|---------------|-----|-----------------------|
| 規格基準 | 冷凍食品 | 8 | 0 |
| | 生食用かき | 12 | 0 |
| | 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 | 3 | 0 |
| | 氷菓 | 4 | 0 |
| | アイスクリーム | 4 | 1:大腸菌群検出 |
| | 食肉製品 | 2 | 0 |
| | 鯨肉製品 | 2 | 1:大腸菌群検出 |
| | 生食用食肉 | 1 | 0 |
| | 刺身 | 12 | 0 |
| | 魚肉練り製品 | 4 | 0 |
| | 清涼飲料水 | 3 | 0 |
| 検査目的 | 検査品名 | 検査数 | 不適 |
| 県指導基準 | 調理米飯 | 11 | 0 |
| | 生菓子 | 16 | 2:大腸菌群検出 1:一般細菌数超過 |
| | 加熱そうざい | 6 | 0 |
| | 調理パン | 6 | 0 |
| | 未加熱そうざい | 5 | 0 |
| | 豆腐 | 6 | 0 |
| | 浅漬け | 6 | 0 |
| 検査目的 | 検査品名 | 検査数 | 不適 |
| 成分規格目標 | 馬刺し | 10 | 0 |
| 検査目的 | 検査品名 | 検査数 | |
| その他 | カット野菜・カットフルーツ | 5 | |

表9 食中毒事例

| 事例 | 受付日 | 摂食 又は 購入施設 | 摂食 者数 | 発生 者数 | 死亡 者数 | 主症状 | 原因 食品 | 検体種別 | 検 体 数 | 結果等 |
|----|-------|------------------|----------|----------|----------|-------------------|-----------------------|------|-------------|--------------------|
| 1 | 4月23日 | 飲食店 | 17 | 8 | 0 | 下痢、嘔吐 | 4/20に提供された食事 | ふきとり | 10 | クドア |
| | | | | | | | | 従事者便 | 5 | |
| 2 | 6月3日 | 飲食店 | 2 | 2 | 0 | 下痢、腹痛 | 5/25に提供された食事 | ふきとり | 10 | カンピロバクター |
| | | | | | | | | 有症者便 | 2 | |
| | | | | | | | | 従事者便 | 2 | |
| 3 | 6月25日 | 入所者施設 | 63 | 23 | 0 | 下痢、嘔吐 発熱 | 6/15～6/21に提供された 食事 | ふきとり | 12 | 腸管病原性大腸菌 (EPEC) |
| | | | | | | | | 有症者便 | 16 | |
| | | | | | | | | 従事者便 | 10 | |
| | | | | | | | | 検食 | 10 | |
| 4 | 7月20日 | 弁当販売店 | 42 | 35 | 0 | 下痢 | 7/18に提供された食事 | ふきとり | 8 | ウェルシュ菌 (ET陽性) |
| | | | | | | | | 有症者便 | 17 | |
| | | | | | | | | 従事者便 | 3 | |
| 5 | 2月19日 | 飲食店 | 不明 | 19 | 0 | 嘔吐、下痢 発熱、悪寒、頭痛 | 2/16に提供された食事 | ふきとり | 10 | ノロウイルスG2 |
| | | | | | | | | 有症者便 | 24 | |
| | | | | | | | | 従事者便 | 11 | |

表10 感染症に関する検査

| 感染症分類 | 疾病名 | 検体数 | 陽性 | 備考 |
|-----------|--------------|-----|----|-----------------------|
| 3類 感染症 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 2 | 1 | 0157 : H- (VT1&2) 1検体 |
| 4類 感染症 | S F T S | 18 | 2 | |
| | ツツガムシ病 | 31 | 7 | |
| | 日本紅斑熱 | 31 | 4 | |
| 5類 感染症 | 麻しん | 6 | 0 | |
| | 風しん | 9 | 0 | |
| | CRE感染症 | 15 | 1 | CPE遺伝子陽性 1検体 |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 318 | — | ゲノム解析 |

表11 レジオネラ属菌の検査

| 検体種別 | 施設数 | 受付検体数 | 検出検体数 | 菌数 | 件数 |
|------|-----|-------|-------|-----------------|----|
| 浴槽水 | 7 | 17 | 3 | 10以上100未満 | 2 |
| | | | | 100以上1,000未満 | 0 |
| | | | | 1,000以上10,000未満 | 1 |
| | | | | 10,000以上 | 0 |

4 衛生科学班

衛生科学班では、市民に身近な 2 つの市施策に寄与する検査を行っています。

「食の安全・安心の確保」について、表 12 のとおり流通する食品の化学物質被害を防止するため残留農薬や食品添加物、放射性物質などの検査を行い、食品に対する様々な検査を通して市民の健康推進に貢献しています。

また、「衛生的な生活環境の確保」については、公衆浴場等の水質検査を行い、公衆衛生の面からも上質な生活都市の実現に取り組んでいます。

表 12 検体種別の検査件数

| 種類 | | 検体数 | 項目数 | 検体の種類 |
|--------------|------------|-----|--------|--------------------|
| 食 品 | 残留農薬検査 | 32 | 6,780 | 野菜・果実 等 |
| | 食品添加物検査 | 12 | 19 | 油、魚肉ねり製品、食肉製品、漬物 等 |
| | 乳規格検査 | 4 | 7 | アイスクリーム 等 |
| | 重金属、有害物質検査 | 5 | 8 | 清涼飲料水、あん類 等 |
| | 放射性物質検査 | 55 | 55 | 野菜、果実 等 |
| | 食中毒等の検査 | 16 | 40 | 有毒食品、臨時の行政検査 等 |
| 計 | | 124 | 6,909 | |
| 生活 衛 生 | 公衆浴場の浴槽水検査 | 114 | 236 | |
| | プール水検査 | 18 | 54 | |
| | 飲用水検査 | 209 | 3,945 | 飲用井戸水、飲用温泉水 等 |
| | 家庭用品検査 | 20 | 20 | 衣類 |
| | 計 | 361 | 4,255 | |
| その他 | | 3 | 4 | 分析の精度管理 |
| 合 計 | | 488 | 11,168 | |

(1) 食品の理化学検査

流通する食品を監視する保健所（食品保健課）と学校給食を運営する教育委員会健康教育課からの依頼により、食品に関する残留農薬・食品添加物・成分規格・放射性物質の検査を合計124検体6,909項目行いました。検査種類ごとの結果については以下のとおりです。

ア 残留農薬検査

食品衛生法に基づき国産農産物からの検出頻度が高い243項目の農薬類を対象とし、ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS/MS)および液体クロマトグラフ質量分析装置(LC/MS/MS)による一斉分析法の検査を行っています。

熊本県内の食品流通の要である熊本地方卸売市場（通称：田崎市場）及び直売店を対象に生鮮野菜や果実について32検体6,780項目の収去検査を行いました。結果、基準値を超過したものはありませんでした。（表13参照）

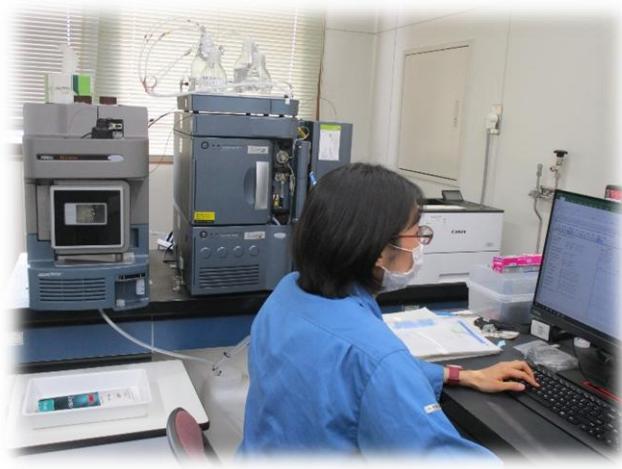


表13 検出された残留農薬

| 検査月 | 品名 | 検出農薬・防ぼい剤名 | | |
|-----|----------|-----------------------|---------|----------|
| 6 | トマト | イプロジオン | プロシミドン | |
| 6 | メロン | ジノテフラン | | |
| 7 | ナス | ブプロフェジン | | |
| 7 | キュウリ | プロシミドン | ジノテフラン | |
| 8 | ナス | ジノテフラン | | |
| 8 | キュウリ | クロルフェナピル | | |
| 12 | グレープフルーツ | イマザリル チアベンダゾール | ピリメタニル | フルジオキソニル |
| 12 | レモン | アズキシストロビン チアベンダゾール | イマザリル | フルジオキソニル |
| 1 | レタス | イプロジオン | チアメトキサム | ジノテフラン |
| 1 | ブロッコリー | イプロジオン | | |
| 2 | トマト | アズキシストロビン ブプロフェジン | イプロジオン | フルジオキソニル |
| 2 | キャベツ | 不検出 | | |

イ 食品添加物・成分規格等検査

食中毒の主な原因となる微生物の増殖を抑制するために魚肉ねり製品や野菜加工品などに微量に添加される保存料のソルビン酸および甘味料のサッカリンナトリウムなどの食品添加物の検査を 12 検体 19 項目について行いました。結果、基準値を超過したものはありませんでした。また、乳製品のアイスクリーム等について、乳脂肪・乳固体分の規格基準の検査を 4 検体 7 項目行いました。結果、すべての検体が規格基準を満たしていました。

ウ 放射性物質検査

福島第一原子力発電所事故後、継続的に放射性セシウムのスクリーニング検査を行っています。

教育委員会健康教育課の依頼により、国の原子力対策本部が発した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の 設定・解除の考え方」を準用し、放射性物質検査対象地域 1 都 16 県から出荷された学校給食用食材を対象に使用前の検査を実施しています。

令和 6 年度は、表 14 のとおり 55 検体 55 項目の測定を行い検出されたものはありませんでした。

表 14 放射性物質スクリーニング検査の経年実績

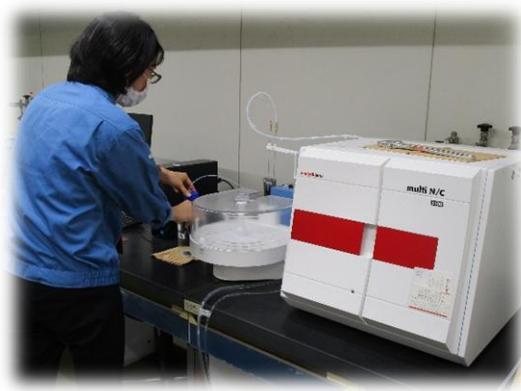
| 年度 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検体数 | 71 | 213 | 150 | 145 | 88 | 88 | 93 | 80 | 69 | 70 | 61 | 65 | 55 |

(2) 生活衛生の理化学検査

保健所（生活衛生課）の依頼により、公衆浴場や飲用井戸水など市民生活に身近な衛生の検査を合計 361 検体 4,255 項目行いました。検査種類ごとの結果については以下のとおりです。

ア 浴槽水の水質検査

公衆浴場やスポーツクラブに設置されている浴槽について、114 検体 236 項目の水質検査を行いました。結果、14 検体で TOC（有機性汚濁の指標）の基準値超過を確認しました。



イ プール水の水質検査

遊泳用プール水 18 検体 54 項目の検査を行いました。結果、基準値を超過したものはありませんでした。

ウ 飲用水の水質検査

飲用に供される温泉水 2 検体 2 項目の検査を行いました。結果、基準値を超えたものはありませんでした。また、飲用井戸水中のイオン成分や有機フッ素化合物（PFAS）等について、207 検体 3,943 項目の検査を行いました。15 検体で PFOS 及び PFOA の暫定目標値超過を確認しました。

エ 家庭用品の検査

化学物質に対し感受性が高い出生後 24 月以下の乳幼児用の衣類等繊維製品を対象に 20 検体のホルムアルデヒドの検査を行いました。結果、基準値を超過したものはませんでした。

(3) その他（分析の精度管理）

分析に関する技能を客観的に評価し正確性を維持するため、原因不明の健康危機事案を想定した毒性物質の検査模擬訓練に参加し、迅速かつ正確に原因物質の究明を行うことができました。

また、食品衛生法施行規則に規定の外部精度管理調査には年 2 回参加し、良好な結果を得ています。

III 資 料

1 テロ対策への地方衛生研究所としての取り組みについて

生物剤や化学剤等を使ったテロ事件が起こった際その原因物質の特定を、生物剤の場合は当センターのような自治体の地方衛生研究所が、化学剤の場合は警察機関の科学捜査研究所が行うよう規定されています。

しかし、混乱した被害現場や初動時からテロ事件と判別出来ない状況下では、化学剤を含む原因物質も地方衛生研究所に持ち込まれる可能性があることから、周辺住民および職員の安全確保のため、検査に関わる安全設備の強化を令和元年（2019年）に取り組みました。

令和6年度は、当センターにおいて市消防局との内部研修を実施しました。

テロ対策の知見に関しては、今後も関係機関との情報共有化を図り連携の強化に取り組んでいきます。

(1) テロ対策設備の導入

| | | |
|-----------------|--------------|----------|
| 生物剤・化学剤共用安全排気設備 | 1機（令和元年8月整備） | 8,424千円 |
| グローブボックス | 1機（令和元年9月整備） | 175千円 |
| 化学剤用防護服 | 3着（令和元年8月整備） | 1,637千円 |
| 呼吸用大容量高圧空気容器 | 3器（令和2年1月整備） | 548千円 |
| 計 | | 10,784千円 |

(2) 令和6年度の研修会・訓練の参加実績（テロ対策関連）

| 実施日 | 主催機関 | 内容 | 参加機関 |
|------------------------------|----------------|---------------------------------------|------------------------------|
| 令和6年 (2024年) 5月16, 17日 | 熊本市消防局 東消防署 | NBC検知機材を使用した検知訓練 | 熊本市消防局、当センター |
| 令和7年 (2025年) 3月19日 | 熊本市消防局 東消防署 | センターの検査体制に関する内部研修 NBC検知機材を使用した検知訓練 | 熊本市消防局、熊本県警察本部警備部（機動隊）、当センター |

2 感染症発生動向調査事業におけるウイルス検出状況(令和6年度(2024年度))

下田麻央、山田和美、門口真由美

1 はじめに

感染症発生動向調査事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、国民や医療関係者への迅速な情報提供・公開により感染症の検出状況および特性を確認することにより、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及び蔓延を防止することを目的としています。

ここでは、熊本市感染症発生動向調査実施要綱に基づき指定された医療機関から搬入された検体について令和6年度のウイルス検査の結果を報告します。

2 材料及び方法

熊本市の病原体定点である6医療機関（小児科定点1、インフルエンザ定点2、基幹定点3）で採取され、健康危機管理課により搬入された糞便、咽頭ぬぐい液等の98検体を検査材料としました。月別・疾患別検体受付数を表15に示します。疾患別では感染性胃腸炎が66検体（67.3%）と最も多く搬入されました。

表1 月別・疾患別検体受付数

| 臨床診断名 | 2024年 | | | | | | | | | | 2025年 | | |
|---------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------|----|----|
| | 検体数 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| インフルエンザ | 2 | | | | | | | | | | 2 | | |
| 咽頭結膜熱 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| ヘルパンギーナ | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 手足口病 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 上気道炎 | 4 | | 1 | | | | | | | | 2 | 1 | |
| 下気道炎 | 4 | | | | | | | | | | 2 | 2 | |
| 感染性胃腸炎 | 66 | 5 | 7 | 7 | 6 | 4 | 6 | 6 | 7 | 5 | 2 | 5 | 6 |
| 脳炎・脳症 | 3 | | | | | | 2 | | | | | | 1 |
| 心筋炎・心膜炎 | 2 | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 無菌性髄膜炎 | 10 | 3 | | | | 1 | 1 | | 3 | 2 | | | |
| その他 | 7 | 2 | | | 3 | | | | | | 2 | | |
| 計 | 98 | 10 | 8 | 7 | 9 | 6 | 7 | 8 | 10 | 7 | 6 | 9 | 11 |

検査は、4種類の細胞（Vero E6、HEp-2、RD-A、MDCK）を用いた培養法や、PCR法、リアルタイムPCR法、IC法などで行いました。分離または検出したウイルスは、シークエンスを用いた遺伝子配列の解析等により同定しました。

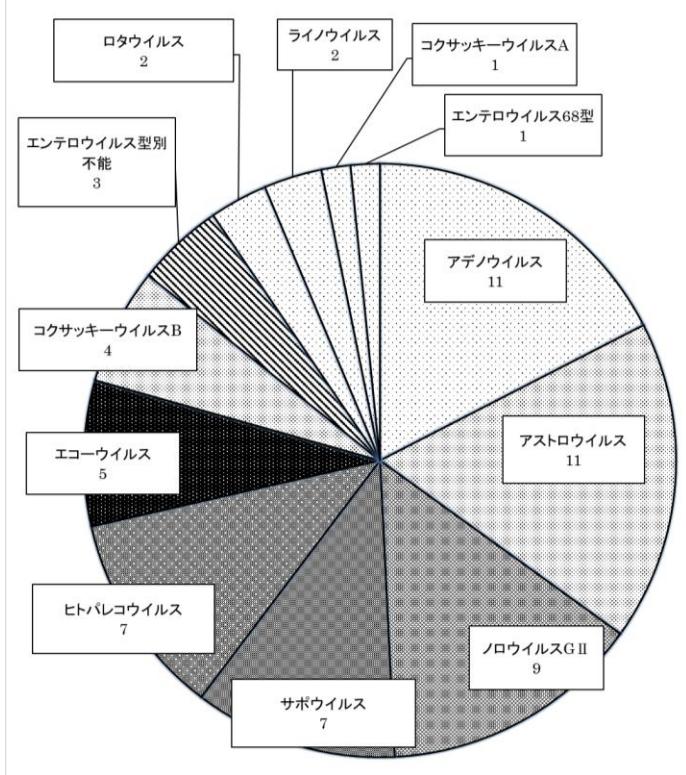
3 結果

疾患別ウイルス検出状況を表16、月別ウイルス検出状況を表17に示します。搬入された98検体中、ウイルスが検出されたのは56検体で、17種類（同一検体からの複数検出含む）

でした。そのうち、同一検体から複数のウイルスが検出されたのは 20 検体でした。

(1) 感染性胃腸炎

66 検体中、ウイルスが検出されたものは 44 検体でした。内訳は、アデノウイルスが 11 検体（同一検体からの複数検出含む、以下同じ）、アストロウイルスが 11 検体、ノロウイルス G II が 9 検体、サポウイルスが 7 検体、ヒトパレコウイルスが 7 検体、エコーウィルスが 5 検体、コクサッキーウィルス B 群が 4 検体であり、これら 7 種類のウイルスが検出された検体の大半を占めました。アデノウイルスはシークエンスにより型が同定できたものは 6 検体で、内訳は 2 型が 2 検体、19 型が 1 検体、41 型が 3 検体でした。サポウイルスの遺伝子型の内訳は、G I が 2 検体、G II が 2 検体、G IV が 1 検体、G V が 2 検体でした。



(2) 上気道炎

4 検体中、ウイルスが検出されたものは 1 検体で、アデノウイルスでした。

(3) 脳炎・脳症

3 検体中、ウイルスが検出されたものは 1 検体で、ライノウイルス、EB ウィルスでした。

(4) 下気道炎

4 検体中、ウイルスが検出されたものは 3 検体でした。内訳は、ヒトメタニューモウイルスが 2 検体、アデノウイルスが 1 検体、エンテロウイルス型別不能が 1 検体、ライノウイルスが 1 検体、RS ウィルスが 1 検体でした。

(5) その他

そのほかの疾患では、敗血症性ショック疑い、先天性肺炎、急性肝炎等がありました。計 7 検体中、ウイルスが検出されたものは 3 検体で、単純ヘルペスウィルス 2 型が 2 検体、エコーウィルスが 1 検体でした。

表2 疾患別ウイルス検出状況(同一検体からの複数検出含む)

| 臨床診断名 | インフルエンザ | 咽頭結膜熱 | ヘルパンギーナ | 手足口病 | 上気道炎 | 下気道炎 | 感染性胃腸炎 | 脳炎・脳症 | 心筋炎・心膜炎 | 無菌性髄膜炎 | その他 | 計 |
|---------------------|---------|-------|---------|------|------|------|--------|-------|---------|--------|-----|----|
| 検体数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 66 | 3 | 2 | 10 | 7 | 98 |
| ウイルス検出検体数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 44 | 1 | 0 | 2 | 3 | 56 |
| インフルエンザウイルスAH1pdm09 | 2 | | | | | | | | | | | 2 |
| インフルエンザウイルスAH3 | | | | | | | | | | | | 0 |
| インフルエンザウイルスBビクトリア系統 | | | | | | | | | | | | 0 |
| インフルエンザウイルスB山形系統 | | | | | | | | | | | | 0 |
| アデノウイルス | | | | | 1 | 1 | 11 | | | | | 13 |
| ノロウイルスG I | | | | | | | | | | | | 0 |
| ノロウイルスG II | | | | | | | 9 | | | | | 9 |
| ロタウイルス | | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| サポウイルス | | | | | | | 7 | | | | | 7 |
| アストロウイルス | | | | | | | 11 | | | | | 11 |
| コクサッキーウイルスA | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| コクサッキーウイルスB | | | | | | | 4 | | | | | 4 |
| エコーウイルス | | | | | | | 5 | | | | 1 | 6 |
| エンテロウイルス68型 | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| エンテロウイルス71型 | | | | | | | | | | | | 0 |
| エンテロウイルス型別不能 | | | | | 1 | 3 | | | 2 | | | 6 |
| ヒトパレコウイルス | | | | | | | 7 | | | | | 7 |
| パルボウイルスB19 | | | | | | | | | | | | 0 |
| ヘルペスウイルス6, 7 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 単純ヘルペスウイルス1, 2 | | | | | | | | | | 2 | | 2 |
| EBウイルス | | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| サイトメガロウイルス | | | | | | | | | | | | 0 |
| ムンプスウイルス | | | | | | | | | | | | 0 |
| ヒトメタニューモウイルス | | | | | 2 | | | | | | | 2 |
| RSウイルス | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| パラインフルエンザウイルス | | | | | | | | | | | | 0 |
| ライノウイルス | | | | | | 1 | 2 | 1 | | | | 4 |
| マイコプラズマ | | | | | | | | | | | | 0 |

表3 月別ウイルス検出状況(同一検体からの複数検出含む)

| | 2024年 | | | | | | | | | | | 2025年 | | | 計 | |
|---------------------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-------|---|---|---|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| インフルエンザウイルスAH1pdm09 | | | | | | | | | | 2 | | | | | | 2 |
| インフルエンザウイルスAH3 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| インフルエンザウイルスBピクトリア系統 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| インフルエンザウイルスB山形系統 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| アデノウイルス | | | 1 | 2 | | 1 | 2 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | 13 |
| ノロウイルスG I | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ノロウイルスG II | 2 | 1 | 2 | | | | | | | | | 1 | 3 | | | 9 |
| ロタウイルス | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 |
| サボウイルス | | | 1 | 1 | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 7 |
| アストロウイルス | | | | 1 | | 2 | 2 | 2 | | 3 | 1 | | | | | 11 |
| コクサッキーウイルスA | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| コクサッキーウイルスB | | | | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | | | 4 |
| エコーワイルス | 1 | | 1 | | | 1 | 2 | | 1 | | | | | | | 6 |
| エンテロウイルス68型 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| エンテロウイルス71型 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| エンテロウイルス型別不能 | | | | 1 | | | | | 2 | 1 | 1 | | 1 | | | 6 |
| ヒトパレコウイルス | | 1 | 2 | 2 | | 1 | | 1 | | | | | | | | 7 |
| パルボウイルスB19 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ヘルペスウイルス6, 7 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 単純ヘルペスウイルス1, 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 |
| EBウイルス | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| サイトメガロウイルス | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ムンプスウイルス | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ヒトメタニユーモウイルス | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 |
| RSウイルス | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| パラインフルエンザウイルス | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ライノウイルス | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | 1 | | | 4 |
| マイコプラズマ | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 不検出 | 7 | 5 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 4 | 4 | | | | 42 |

3 熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について (令和6年度(2024年度))

原田千恵 豊永沙耶花 中嶋 進 近藤芳樹

1 はじめに

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準は平成21年9月に設定され、熊本市においてもその実態を把握するため常時監視を行っている。質量濃度は平成24年に神水本町に自動測定装置を設置して測定を開始し、その後測定装置の移設・増設を経て平成27年3月末からは8箇所で測定を行うようになった。

また、PM2.5の発生源等を解明し対策に役立てるため、その成分についても分析を行っている。まず平成25年に神水本町でフィルタ捕集による試料採取を行い質量濃度の測定とイオン成分・無機元素成分の分析を開始、平成26年度からは炭素成分についても分析を開始するとともに試料捕集地点（以下「地点」という。）を3箇所とした。その後、大気汚染常時監視測定局の配置見直し等を経て現在は基本的に環境総合センター1箇所で試料採取を行っている。本報では令和6年度に実施したPM2.5成分測定結果について概要を報告する。

2 調査の概要

（1）地点及び試料捕集期間

上記のとおり、現在は基本的に環境総合センター屋上（3階、地上高11.1m）1箇所のみで専用の捕集装置を用いてPM2.5のフィルタ捕集と成分分析を実施している。

地点概要を表1、位置を図1に示す。

表1 地点概要

| 地点名 | 所在地 | 地域の状況 |
|----------|----------------|-----------------|
| 環境総合センター | 東区画団町大字所島404-1 | 市東部に位置する平坦な田園地帯 |

試料の捕集期間は、環境省が定める「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン」¹⁾（以下「分析ガイドライン」という。）に基づき全国で時期を統一することが有効であるとされており、例年事務連絡で調査時期が示されている。本市もこの事務連絡に従い、季節ごとに14日間連続で捕集・分析を実施することを基本とした（これに加えて、精度管理のための二重測定を2日間行った）。また、装置の不具合等により捕集できなかつた場合は、可能な限り期間を延長して少なくとも14日の試料を確保するよう努めた。捕集装置は2台設置し、それぞれ四フッ化エチレン樹脂（PTFE）製フィルタと石英纖維製フィルタを用いて試料を捕集した。捕集時間は各日午前10時から翌日同時までの24時間とした。捕集状況は表2のとおりである。

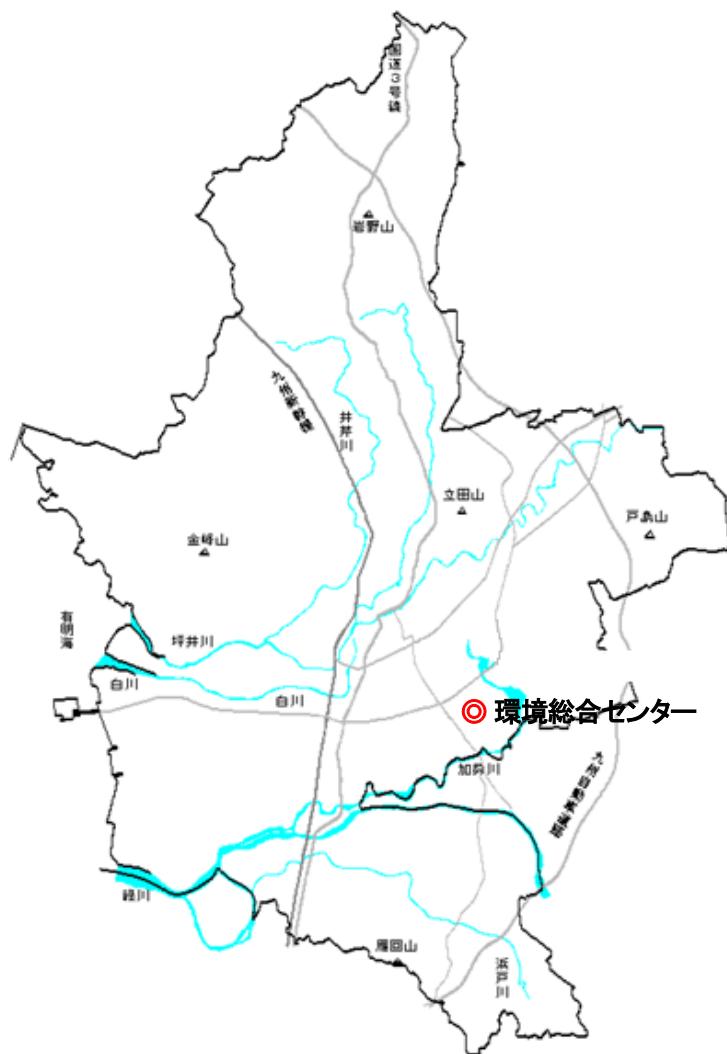


図1 地点の位置

表2 捕集状況

| 区分 | 期間（捕集開始日基準・二重測定を含まない） | 捕集できなかつた期間 |
|----|-----------------------|------------|
| 春季 | 令和6年5月9日～5月22日 | なし |
| 夏季 | 令和6年7月18日～7月31日 | なし |
| 秋季 | 令和6年10月17日～10月30日 | なし |
| 冬季 | 令和7年1月16～1月29日 | なし |

(2) 試料捕集及び分析の方法、測定項目

試料の捕集及び分析方法は、分析ガイドライン及び環境省が定める「大気中微小粒子状物質(PM2.5)成分測定マニュアル」²⁾（以下「成分測定マニュアル」という。）に基づき実施した。捕集及び分析方法は表3に、測定項目は表4に示す。また、炭素成分測定については、令和6年度は外部分析機関へ委託して行った。

表3 捕集及び分析方法

| 項目 | 方法 |
|----------|---|
| 粒子捕集 | PM2.5ロウボリウムエアサンプラー(Thermo Fisher Scientific FRM2025i)を用い、PTFE製フィルタ(Pall Teflo、Cytiva製(冬季のみ))及び石英繊維製フィルタ(PALLFLEX PRODUCTS 2500QAT-UP)に捕集 |
| 質量濃度測定 | 捕集後のPTFE製フィルタを、環境制御チャンバ(electro-tech systems Model 5532)を用い $21.5\pm1.5^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $35\pm5\%$ で24時間コンディショニングした後に精密天秤(METTLER TOLEDO XP2UV)で秤量 |
| イオン成分測定 | 捕集後のPTFE製フィルタを超純水に浸漬し、超音波照射で成分を抽出した溶液をディスクフィルタ(東洋濾紙13HP020CN)でろ過し、イオンクロマトグラフ装置(Thermo Fisher Scientific FRM2025i社製「Integrionシステム」)で陰イオンAS17-Cカラム・陽イオンCS16カラムにより測定 |
| 無機元素成分測定 | 捕集後のPTFE製フィルタを硝酸・フッ化水素酸・過酸化水素(いずれも関東化学Ultrapur)の混合液に浸漬し、マイクロ波加熱装置(Anton Paar Multiwave PRO)を用いて加熱分解・濃縮した溶液を誘導結合プラズマ-質量分析装置(PerkinElmer NexION2000)で測定 |
| 炭素成分測定 | 捕集後の石英繊維製フィルタをサーマルオプティカル・リフレクタンス法分析装置(Sunset Laboratory OC/EC Lab Instrument Model 5)でIMPROVEプロトコルにより測定 |

表4 測定項目

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| イオン成分 | 硫酸イオン SO_4^{2-} 、硝酸イオン NO_3^- 、塩化物イオン Cl^- 、ナトリウムイオン Na^+ 、カリウムイオン K^+ 、カルシウムイオン Ca^{2+} 、マグネシウムイオン Mg^{2+} 、アンモニウムイオン NH_4^+ |
| 無機元素成分 | ナトリウムNa、アルミニウムAl、カリウムK、カルシウムCa、スカンジウムSc、バナジウムV、クロムCr、鉄Fe、ニッケルNi、亜鉛Zn、砒素As、アンチモンSb、鉛Pb、マンガンMn、コバルトCo、銅Cu、セレンSe、モリブデンMo、カドミウムCd、バリウムBa、トリウムTh、ベリリウムBe、チタンTi、ルビジウムRb、セシウムCs、ランタンLa、セリウムCe、サマリウムSm、ハフニウムHf、タンタルTa、タングステンW |
| 炭素成分 | 有機炭素(OC1、OC2、OC3、OC4)、元素状炭素(EC1、EC2、EC3)、炭化補正值(OCpyro) |

3 調査結果

(1) 質量濃度

各期間の質量濃度について、測定結果概要を表 5 に示す。

表 5 質量濃度測定結果概要

| 区分 | 平均値(最小～最大) | 高濃度日 | 特徴的な気象内容 |
|----|-----------------|------|-------------------|
| 春季 | 10.3 (3.9～18) | なし | 煙霧 (5/21～22、5/25) |
| 夏季 | 5.7 (2.9～12.6) | なし | 煙霧 (7/19) |
| 秋季 | 7.5 (1.2～17.4) | なし | 特になし |
| 冬季 | 15.9 (4.1～31.9) | なし | 煙霧 (1/21～1/23) |
| 年間 | 9.8 (1.2～31.9) | なし | |

(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

※ 高濃度日：1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日

平均質量濃度は、年間で $9.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。季節ごとでは冬季の濃度がやや高く、夏季に濃度が低い傾向であった。1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日ではなく、 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の日は 43 日（全捕集期間の 76.8%）であった。また、捕集期間中に黄砂の観測日はなく、煙霧の観測日は春季に 3 日、夏季に 1 日、冬季に 3 日であった。

各期間の濃度変化を折れ線グラフで比較したものを図 2 に示す。質量濃度の変動は冬季に大きく、その他の季節は同程度で推移した。

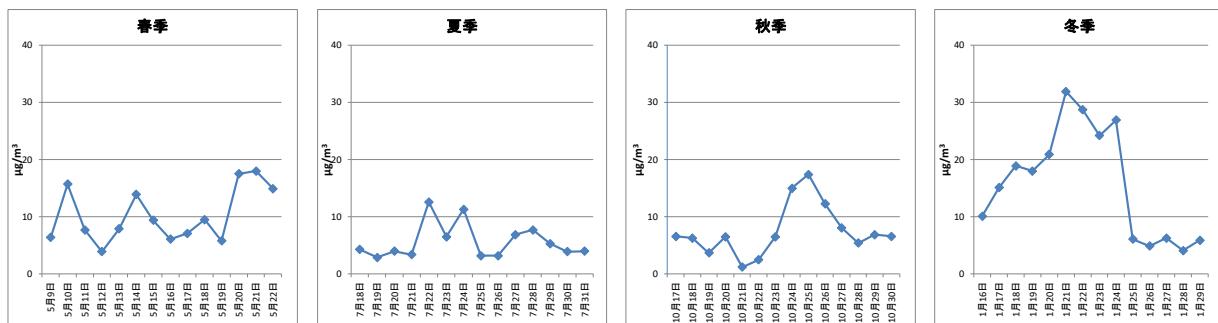


図 2 質量濃度変化

各期間の平均質量濃度と成分構成の概要を図 3 に示す。なお、ナトリウム・カリウム・マグネシウム・カルシウムについてはイオン成分及び無機元素成分の両方で分析・測定しており、この図ではいずれもイオン成分として扱った。

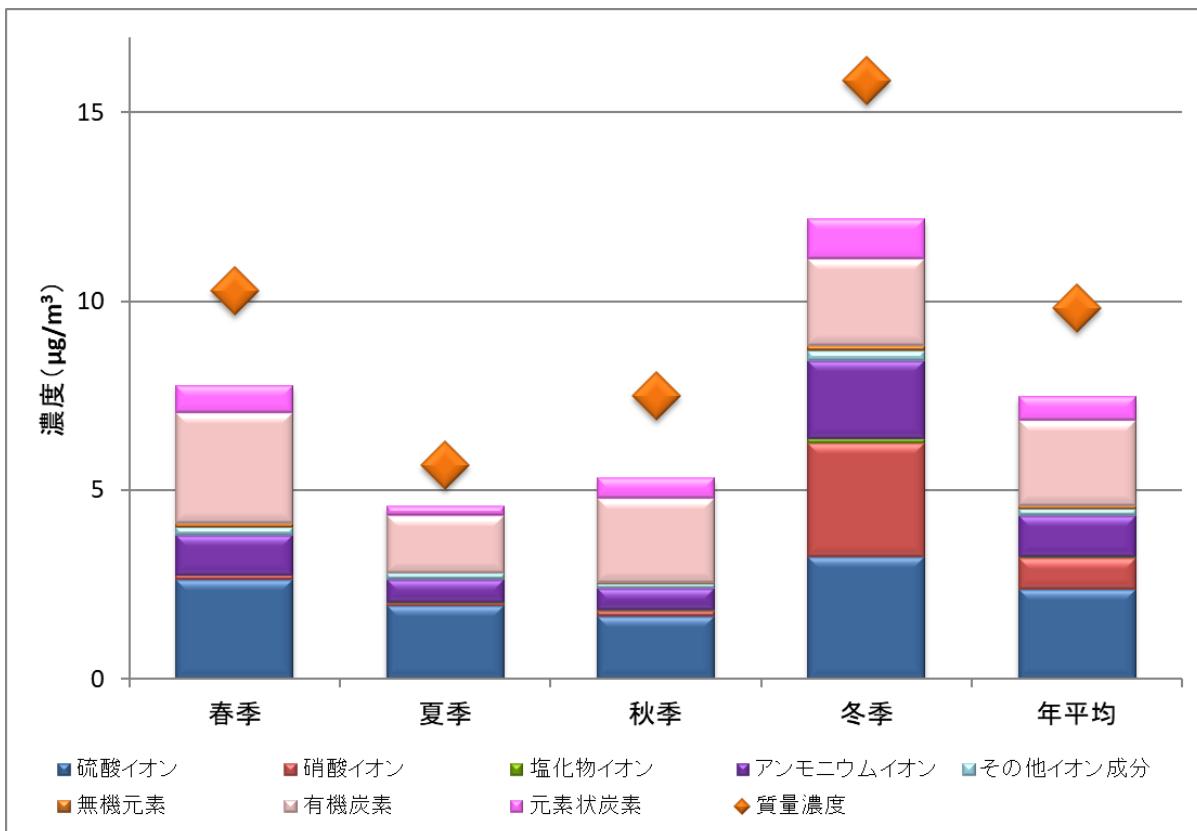


図3 各期間の平均質量濃度と成分構成

微小粒子状物質（PM2.5）の主要成分はイオン成分（粒子中では結合して塩類として存在しており、主な成分は硫酸アンモニウムや硝酸アンモニウムである）と炭素成分であった。

(2) イオン成分

各期間のイオン成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合を表6と図4に、イオン成分の構成比を表7と図5に、各期間中の質量濃度とイオン成分間の相関係数を表8に、各期間中のイオン成分濃度変化を図6-1、図6-2に示す。なお、平均値等の算出にあたり、検出下限値未満となった成分については濃度を「0」として扱った。

表6 質量濃度・イオン成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合

| 区分 | 春季(n=14) | 夏季 (n=14) | 秋季 (n=14) | 冬季 (n=14) | 年間 (n=56) |
|-------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 質量濃度 | 10.3 | 5.7 | 7.5 | 15.9 | 9.8 |
| SO ₄ ²⁻ | 2.63 | 1.94 | 1.66 | 3.24 | 2.37 |
| NO ₃ ⁻ | 0.114 | 0.071 | 0.139 | 3.007 | 0.833 |
| Cl ⁻ | 0.0118 | 0.0208 | 0.0290 | 0.12445 | 0.0465 |
| NH ₄ ⁺ | 1.06 | 0.615 | 0.571 | 2.06 | 1.08 |
| Na ⁺ | 0.072 | 0.110 | 0.053 | 0.071 | 0.076 |
| K ⁺ | 0.103 | 0.0232 | 0.0438 | 0.147 | 0.0792 |
| Ca ²⁺ | 0.026 | 0.011 | 0.007 | 0.028 | 0.018 |
| Mg ²⁺ | 0.0123 | 0.0111 | 0.0113 | 0.0185 | 0.0133 |
| 合計 | 4.02 | 2.80 | 2.52 | 8.70 | 4.51 |
| 割合 | 39.2% | 49.5% | 33.5% | 54.9% | 45.9% |

(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

表7 イオン成分の構成比

| 区分 | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 | 年間 |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|
| SO ₄ ²⁻ | 65 | 69 | 66 | 37 | 52 |
| NO ₃ ⁻ | 2.8 | 2.6 | 5.5 | 35 | 18 |
| Cl ⁻ | 0.29 | 0.74 | 1.2 | 1.4 | 1.0 |
| NH ₄ ⁺ | 26 | 22 | 23 | 24 | 24 |
| Na ⁺ | 1.8 | 3.9 | 2.1 | 0.81 | 1.7 |
| K ⁺ | 2.6 | 0.83 | 1.7 | 1.7 | 1.8 |
| Ca ²⁺ | 0.64 | 0.39 | 0.30 | 0.32 | 0.40 |
| Mg ²⁺ | 0.31 | 0.4 | 0.45 | 0.21 | 0.29 |

(単位 : %)

表8 質量濃度とイオン成分濃度変動の相関係数

| 区分 | 春季 | 夏季 | 秋季 | 冬季 |
|-------------------------------|-------|-------|------|-------|
| SO ₄ ²⁻ | 0.88 | 0.97 | 0.93 | 0.81 |
| NO ₃ ⁻ | -0.05 | -0.53 | 0.85 | 0.94 |
| Cl ⁻ | -0.45 | -0.38 | 0.44 | 0.69 |
| NH ₄ ⁺ | 0.88 | 0.97 | 0.93 | 0.93 |
| Na ⁺ | -0.07 | -0.19 | 0.22 | -0.59 |
| K ⁺ | 0.81 | -0.26 | 0.90 | 0.86 |
| Ca ²⁺ | -0.37 | 0.65 | 0.03 | 0.24 |
| Mg ²⁺ | 0.59 | -0.07 | 0.14 | -0.42 |

※捕集期間中に5日以上検出下限値未満となったイオン成分は「-」表示とした。

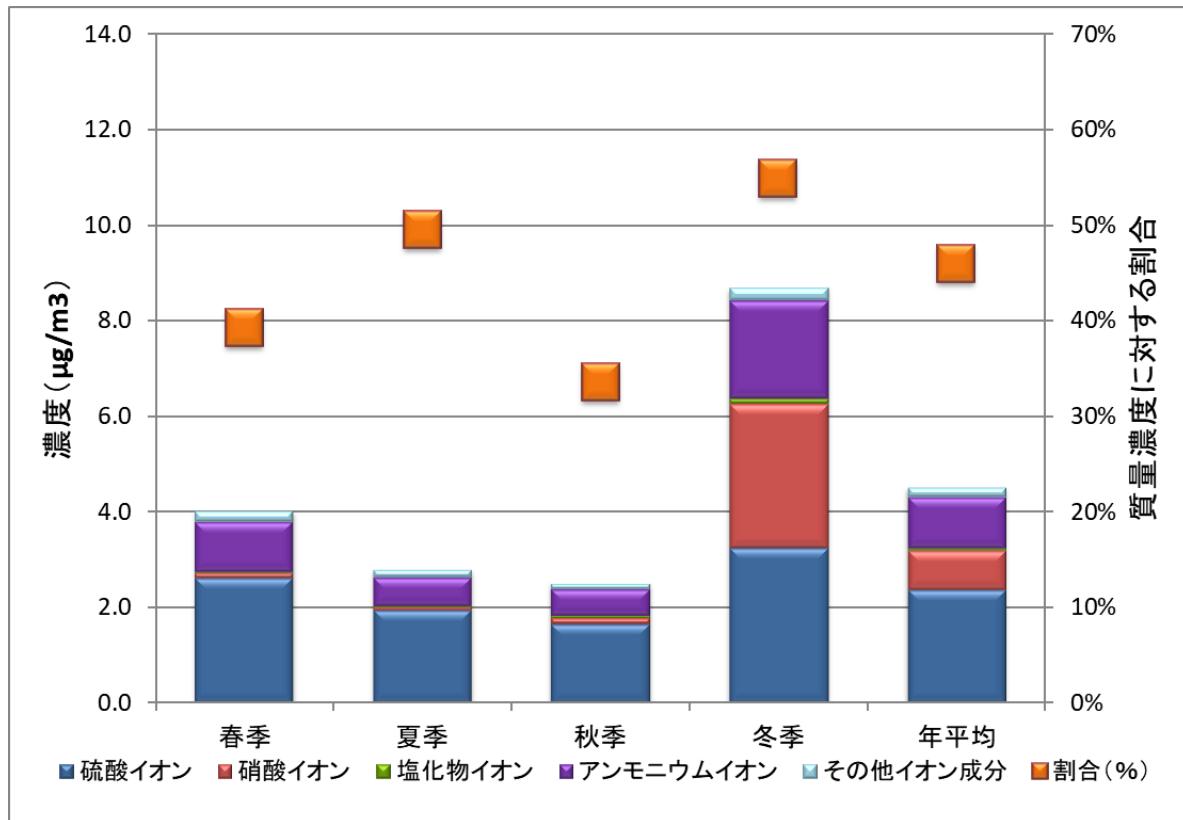


図4 イオン成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合

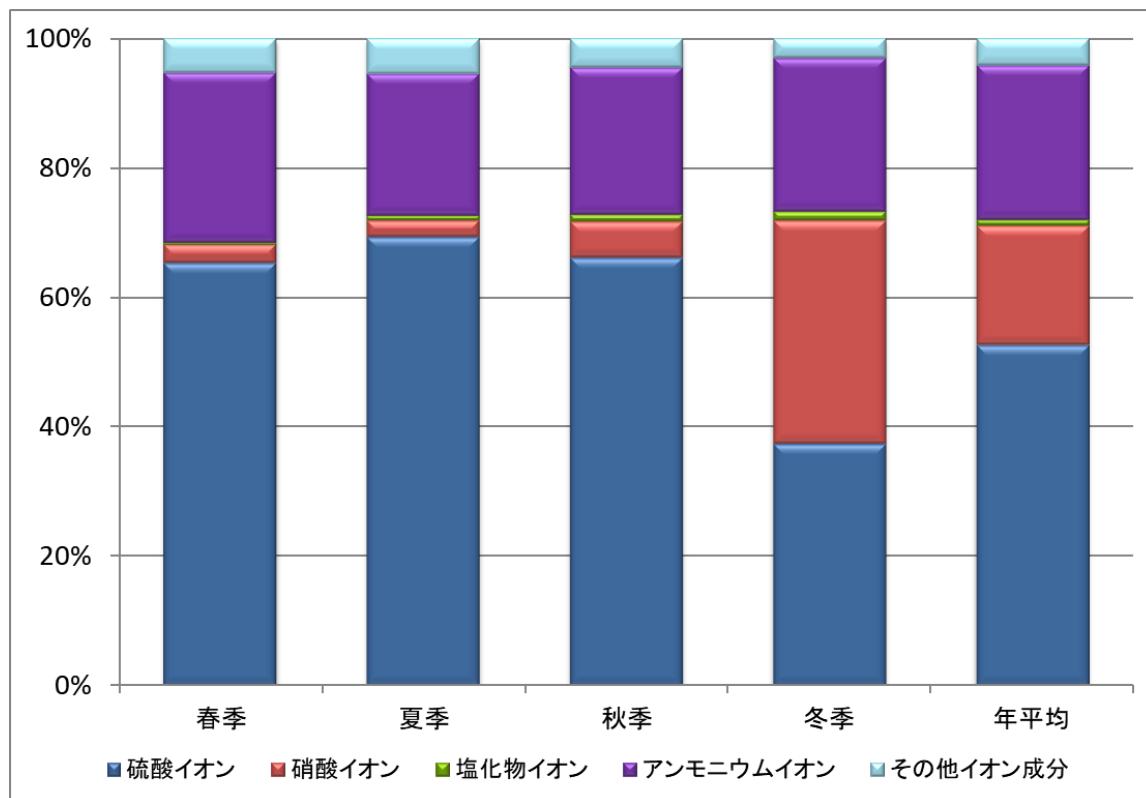


図5 イオン成分の構成比

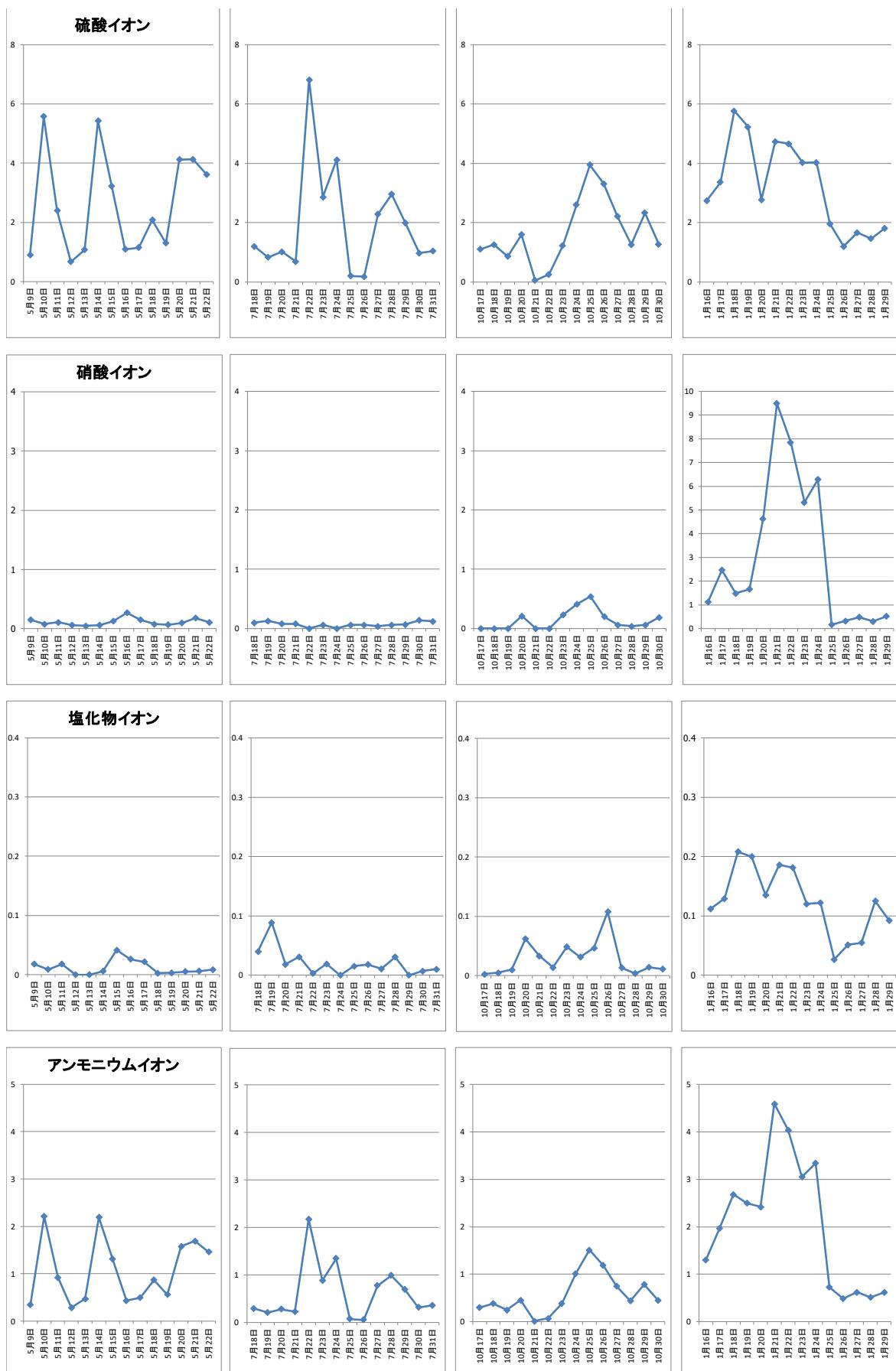


図 6-1 各期間中のイオン成分濃度変化(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

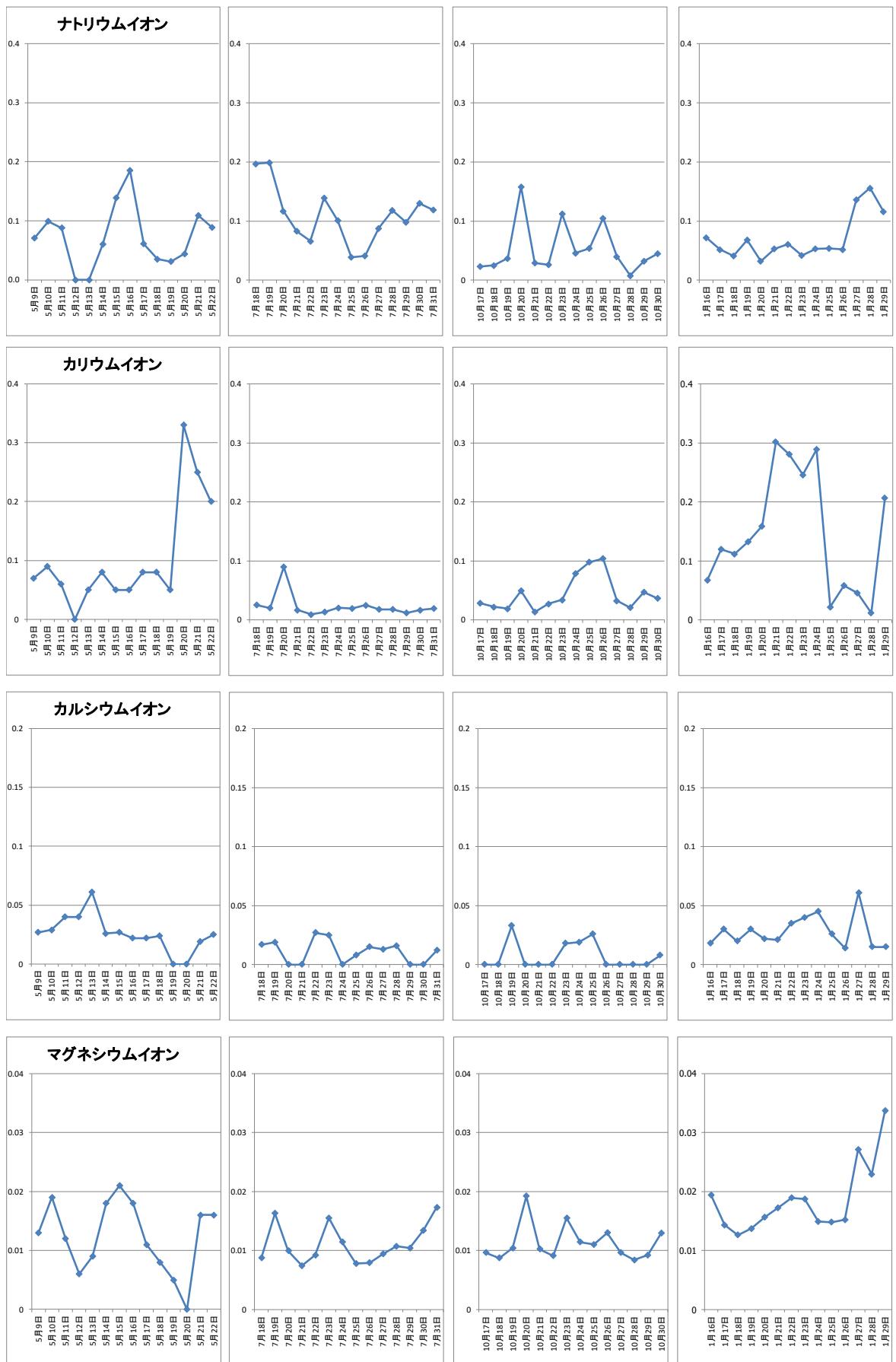


図 6-2 各期間中のイオン成分濃度変化(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

イオン成分が質量濃度に占める割合は、年間平均で45.9%であり、夏季及び冬季に比較的高かった（表6、図4参照）。主要成分は、春～秋季が硫酸イオン及びアンモニウムイオン、冬季が硫酸イオン、硝酸イオン及びアンモニウムイオンであって、粒子中ではこれら成分が結合し硫酸アンモニウムや硝酸アンモニウムとなっていると推察された（表7、図5参照）。

硫酸イオンは、主に硫黄分を含む化石燃料の燃焼に由来し、大陸からの移流が影響していると推察される。年間を通じて主要なイオン成分であり、質量濃度との相関も比較的高かった（表8参照）。構成比でみると、春季から秋季にかけては約60～70%を占めている（表7、図5参照）。

硝酸イオンは様々な燃料の燃焼に由来し、大陸からの移流が影響していると推察される成分である。濃度は季節により大きく変動し、もっとも高いのは冬季であった（図6-1参照）。春季・夏季の濃度が低いのは、気温等の条件により粒子を形成しにくい（あるいは粒子となった後に再び解離・気化している）ことが理由として考えられる。一方、秋季から冬季は気温が低くなるため粒子を形成しやすく、安定的に捕集され濃度が高くなったものと推察される。質量濃度との相関も冬季が高かった（表8参照）。

アンモニウムイオンは主に硫酸イオンや硝酸イオンと結合して粒子形成されることから、これらのイオン濃度とほぼ同様の挙動を示し（図6-1参照）、年間を通じて質量濃度との相関も高かった（表8参照）。

ナトリウムイオンは海塩などが起源であると考えられ、含有量は低かった（表6、表7参照）。質量濃度との相関も低かった（表8参照）。

カリウムイオンは植物バイオマスの燃焼や肥料などを起源とすると考えられている。含有量は低いものの春季及び冬季に高い日が見られた。（表6、表7参照、図6-2参照）。

塩化物イオンは海塩などを起源としていると考えられており、各季節で含有量が低い中（表6、表7参照）、冬季で高くなる傾向が見られた（図6-1参照）。

カルシウムイオン及びマグネシウムイオンは、各季節ともに含有量は低かった（表6、表7参照）。

（3）無機元素成分

各期間の無機元素成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合を表9、構成比を表10、各期間の質量濃度と無機元素成分濃度変動の相関係数を表11に示す。平均値等の算出にあたり、検出下限値未満となった成分については濃度を「0」として扱った。

表9 無機元素成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合

| 区分 | 春季(n=14) | 夏季(n=14) | 秋季(n=14) | 冬季(n=14) | 年間(n=56) |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 質量濃度 | 10.3 | 5.7 | 7.5 | 15.9 | 9.8 |
| ナトリウム | 59.0 | 80.8 | 40.3 | 70.7 | 62.7 |
| アルミニウム | 34.9 | <10 | <10 | 26.6 | 30.8 |
| カリウム | 77.2 | 16.5 | 34.8 | 151.3 | 70.0 |
| カルシウム | <27 | <27 | <27 | 29 | 29 |
| スカンジウム | <0.03 | <0.03 | <0.03 | <0.03 | <0.03 |
| バナジウム | 0.443 | 0.339 | 0.244 | 0.626 | 0.413 |
| クロム | <0.25 | 0.35 | <0.25 | 0.74 | 0.54 |
| 鉄 | 35.3 | 6.5 | 23.0 | 49.9 | 28.7 |
| ニッケル | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 亜鉛 | 19.59 | 4.53 | 15.57 | 28.66 | 17.09 |
| 砒素 | 0.929 | 0.360 | 0.500 | 1.230 | 0.755 |
| アンチモン | 0.335 | 0.129 | 0.320 | 0.713 | 0.374 |
| 鉛 | 2.95 | 0.325 | 1.20 | 4.27 | 2.18 |
| チタン | 3.7 | <0.7 | <0.7 | 3.7 | 3.7 |
| マンガン | 2.45 | 0.52 | 2.45 | 4.78 | 2.55 |
| コバルト | 0.020 | 0.009 | 0.010 | 0.032 | 0.018 |
| 銅 | 0.65 | 0.14 | 0.67 | 1.56 | 0.76 |
| セレン | 0.437 | 0.179 | 0.348 | 0.854 | 0.455 |
| ルビージュウム | 0.190 | 0.045 | 0.101 | 0.267 | 0.151 |
| モリブデン | 0.13 | <0.08 | 0.24 | 0.40 | 0.26 |
| カドミウム | 0.093 | 0.016 | 0.061 | 0.194 | 0.091 |
| ゼンium | 0.013 | <0.003 | 0.009 | 0.017 | 0.013 |
| バリウム | 0.626 | 0.409 | 0.541 | 1.924 | 0.875 |
| ランタン | 0.025 | <0.005 | 0.011 | 0.033 | 0.023 |
| セリウム | 0.050 | <0.008 | 0.016 | 0.053 | 0.040 |
| サマリウム | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| ハフニウム | <0.19 | <0.19 | <0.19 | <0.19 | <0.19 |
| タンタル | <1.1 | <1.1 | <1.1 | <1.1 | <1.1 |
| タンゲステン | 0.142 | 0.044 | 0.216 | 0.211 | 0.154 |
| トリウム | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| ペリリウム | <0.014 | <0.014 | <0.014 | <0.014 | <0.014 |
| 合計 | 239 | 112 | 121 | 379 | 252 |
| 割合 | 2.3% | 2.0% | 1.6% | 2.4% | 2.6% |

表 10 無機元素成分構成比

| 区分 | 春季(n=14) | 夏季(n=14) | 秋季(n=14) | 冬季(n=14) | 年間(n=56) |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ナトリウム | 25 | 72 | 33 | 19 | 25 |
| アルミニウム | 15 | — | — | 7.0 | 12 |
| カリウム | 32 | 15 | 29 | 40 | 28 |
| カルシウム | — | — | — | 7.7 | 12 |
| スカンジウム | — | — | — | — | — |
| バナジウム | 0.18 | 0.30 | 0.20 | 0.17 | 0.16 |
| クロム | — | 0.32 | — | 0.19 | 0.22 |
| 鉄 | 15 | 5.8 | 19 | 13 | 11 |
| ニッケル | 0.14 | 0.28 | 0.21 | 0.21 | 0.17 |
| 亜鉛 | 8.2 | 4.1 | 13 | 7.6 | 6.8 |
| 砒素 | 0.39 | 0.32 | 0.41 | 0.32 | 0.30 |
| アンチモン | 0.14 | 0.12 | 0.26 | 0.19 | 0.15 |
| 鉛 | 1.2 | 0.29 | 0.99 | 1.1 | 0.87 |
| チタン | 1.5 | — | — | 0.97 | 1.5 |
| マンガン | 1.0 | 0.47 | 2.0 | 1.3 | 1.0 |
| コバルト | 0.0083 | 0.083 | 0.0085 | 0.0084 | 0.0071 |
| 銅 | 0.27 | 0.13 | 0.55 | 0.41 | 0.30 |
| セレン | 0.18 | 0.16 | 0.29 | 0.23 | 0.18 |
| ルビージュム | 0.079 | 0.040 | 0.084 | 0.071 | 0.060 |
| モリブデン | 0.056 | — | 0.20 | 0.11 | 0.10 |
| カドミウム | 0.039 | 0.015 | 0.051 | 0.051 | 0.036 |
| セシウム | 0.0056 | — | 0.0073 | 0.0045 | 0.0052 |
| バリウム | 0.26 | 0.37 | 0.45 | 0.51 | 0.35 |
| テンタン | 0.0104 | — | 0.0095 | 0.0086 | 0.0091 |
| セリウム | 0.021 | — | 0.013 | 0.014 | 0.016 |
| サマリウム | — | — | — | — | — |
| ハフニウム | — | — | — | — | — |
| タンタル | — | — | — | — | — |
| タンゲステン | 0.059 | 0.040 | 0.18 | 0.056 | 0.061 |
| トリウム | — | — | — | — | — |
| ペリリウム | — | — | — | — | — |

(単位 : %)

※無機元素成分濃度平均値が検出下限値未満となった元素成分は「—」表示とした。

表 11 質量濃度と無機元素成分濃度変動の相関係数

| 区分 | 春季 (n=14) | 夏季 (n=14) | 秋季 (n=14) | 冬季 (n=14) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ナトリウム | 0.31 | 0.10 | 0.00 | 0.32 |
| アルミニウム | -0.40 | 0.93 | -0.43 | -0.69 |
| カリウム | 0.82 | -0.10 | 0.83 | 0.11 |
| カルシウム | -1.0 | - | - | - |
| マグネシウム | - | - | - | - |
| バナジウム | 0.65 | 0.10 | 0.59 | 0.05 |
| クロム | 0.04 | - | 0.26 | 0.45 |
| 鉄 | 0.36 | 0.92 | 0.77 | 0.56 |
| ニッケル | 0.27 | 0.48 | 0.62 | -0.12 |
| 亜鉛 | 0.61 | -0.22 | 0.49 | -0.22 |
| 砒素 | 0.74 | 0.83 | 0.76 | -0.14 |
| アンチモン | 0.75 | 0.37 | 0.94 | 0.24 |
| 鉛 | 0.72 | 0.67 | 0.90 | 0.06 |
| チタン | -0.02 | -0.66 | 0.05 | 0.19 |
| マンガン | 0.72 | 0.30 | 0.81 | 0.49 |
| コバルト | 0.26 | 0.58 | 0.68 | -0.02 |
| 銅 | 0.84 | -0.48 | 0.78 | 0.18 |
| セレン | 0.90 | 0.89 | 0.89 | 0.08 |
| ルビジウム | 0.62 | 0.03 | 0.93 | 0.28 |
| モリブデン | 0.72 | 0.83 | 0.63 | 0.46 |
| ゼンium | 0.32 | - | 0.72 | 0.41 |
| バリウム | 0.22 | -0.15 | 0.91 | 0.38 |
| ランタン | 0.14 | - | -0.12 | -0.07 |
| セリウム | 0.13 | - | 0.70 | 0.33 |
| サマリウム | 1.0 | - | - | - |
| ハフニウム | - | - | - | - |
| タンタル | - | - | - | - |
| タンゲステン | 0.10 | 0.07 | 0.45 | 0.38 |
| トリウム | - | - | - | - |
| ベリリウム | - | - | - | - |
| カドミウム | 0.90 | 0.85 | 0.92 | 0.10 |

※捕集期間中に5日以上検出下限値未満となった元素成分は「-」表示とした。

無機元素成分が質量濃度に占める割合は年間平均 2.6 %であり、春季・冬季に高く、秋季に低くなる傾向が見られた。含有量についても、冬季が最も高かった。主要成分はナトリウム(海塩起源)・アルミニウム・カルシウム・鉄(以上、土壤起源)・カリウム(植物バイオマスや肥料起源)などであり、これら主要 5 成分の合計は無機元素成分全体の 80 %以上を占めていた（表 10 参照）。その他の無機元素成分はさまざまな起源を持ち、それぞれで濃度変化の挙動が異なっていた。

(4) 炭素成分

令和 6 年度は昨年度に続き外部分析機関へ委託して炭素成分測定を行った。

各期間・地点の炭素成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合を表 12、構成比を表 13、各期間の質量濃度と炭素成分濃度変動の相関係数を表 14、各期間中の炭素成分濃度変化を図 7 に示す。

表 12 炭素成分濃度平均値及び質量濃度に対する割合

| 区分 | 春季(n=14) | 夏季(n=14) | 秋季(n=14) | 冬季(n=14) | 年間(n=56) |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 質量濃度 | 10.3 | 5.7 | 7.5 | 15.9 | 9.8 |
| OC1 | 0.079 | 0.012 | 0.009 | 0.140 | 0.060 |
| OC2 | 0.82 | 0.55 | 0.56 | 0.72 | 0.66 |
| OC3 | 0.94 | 0.65 | 0.79 | 0.58 | 0.74 |
| OC4 | 0.47 | 0.23 | 0.36 | 0.35 | 0.35 |
| OCpyro | 0.61 | 0.08 | 0.50 | 0.50 | 0.42 |
| OC 小計 | 2.92 | 1.52 | 2.22 | 2.29 | 2.24 |
| EC1 | 0.62 | 0.08 | 0.44 | 0.87 | 0.50 |
| EC2 | 0.62 | 0.22 | 0.55 | 0.62 | 0.50 |
| EC3 | 0.087 | 0.018 | 0.057 | 0.067 | 0.057 |
| EC 小計 | 0.725 | 0.234 | 0.555 | 1.1 | 0.64 |
| 炭素合計 | 3.64 | 1.76 | 2.77 | 3.35 | 2.88 |
| 割合 | 35.5% | 31.1% | 36.9% | 21.1% | 29.3% |

(単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

※ 表 12 OC(有機炭素) 小計 = OC1+OC2+OC3+OC4+OCpyro

EC(元素状炭素) 小計 = EC1+EC2+EC3-OCpyro

表 13 炭素成分構成比

| 区分 | 春季(n=14) | 夏季(n=14) | 秋季(n=14) | 冬季(n=14) | 年間(n=56) |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| OC1 | 2.2 | 0.71 | 0.31 | 4.2 | 2.1 |
| OC2 | 22 | 31 | 20 | 22 | 23 |
| OC3 | 26 | 37 | 29 | 17 | 26 |
| OC4 | 13 | 13 | 13 | 10 | 12 |
| OCpyro | 17 | 4.7 | 18 | 15 | 15 |
| OC 小計 | 80 | 87 | 80 | 68 | 78 |
| EC1 | 17 | 4.6 | 16 | 26 | 17 |
| EC2 | 17 | 12 | 20 | 19 | 18 |
| EC3 | 2.4 | 1.0 | 2.1 | 2.0 | 2.0 |
| EC 小計 | 20 | 13 | 20 | 32 | 22 |

(単位 : %)

表 14 質量濃度と炭素成分濃度変動の相関係数

| 区分 | 春季 (n=14) | 夏季 (n=14) | 秋季 (n=14) | 冬季 (n=14) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 有機炭素 OC | 0.85 | 0.53 | 0.82 | 0.17 |
| 元素状炭素 EC | 0.76 | 0.39 | 0.94 | 0.20 |
| 全炭素 TC | 0.84 | 0.51 | 0.85 | 0.18 |

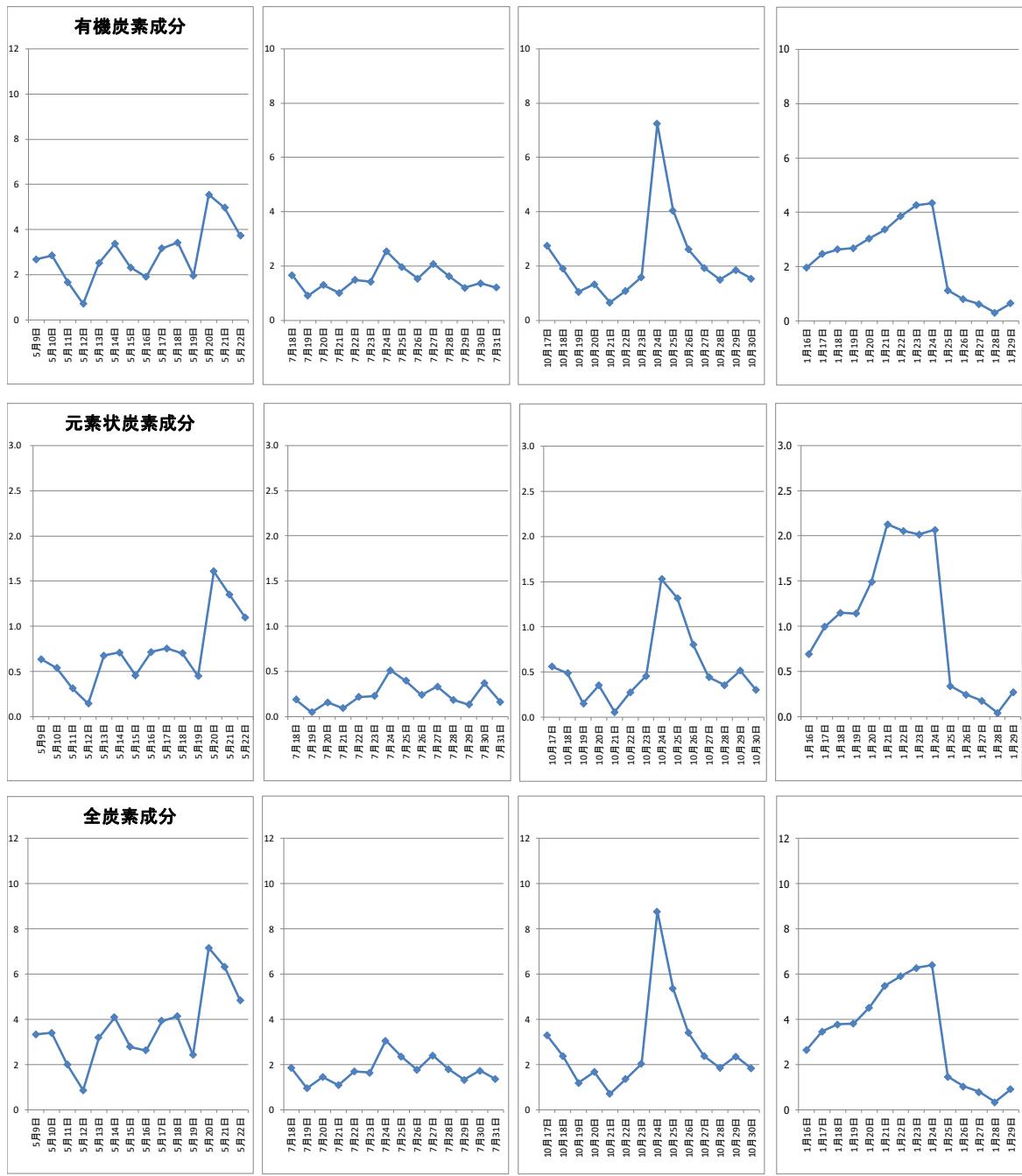


図 7 各期間中の炭素成分濃度変化(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

炭素成分濃度は、年間平均で $2.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、夏季に低く春季・冬季に高かった。また、質量濃度に占める割合は年間平均 29.3% であり、春季、秋季に高い（表 12 参照）。質量濃度との相関も春季、秋季で高かった（表 14 参照）。

成分別では、元素状炭素成分 (EC) の濃度が夏季に低い傾向がみられたが（表 12、図 7 参照）、これは夏季では、元素状炭素成分のうち EC1（正確には炭化補正值 (OCpyro) を差し引いたもの）が他の季節に比べて少ないことによるものである。EC1 は低温での不完全燃焼時に生成する成分（いわゆる「すす」の状態となった炭素）と考えられており、夏季以外における局所的なバイオマス燃焼の影響が推察された。

(5) まとめ

1. 質量濃度は、春季・冬季に高く、夏季に低い傾向であった。1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える観測日はなく、 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の日は 43 日（全捕集期間の 76.8 %）であった。
2. イオン成分が質量濃度に占める割合は、年間平均で 45.9% であった。主要成分は、春季・夏季・秋季に硫酸イオン及びアンモニウムイオンであり、冬季に硫酸イオン、硝酸イオン及びアンモニウムイオンで、その主成分は硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムであると推察された。
3. 無機元素成分が質量濃度に占める割合は、年間平均で 2.6% であった。主要成分は、ナトリウム・アルミニウム・カルシウム・鉄・カリウムなどであった。
4. 炭素成分が質量濃度に占める割合は、年間平均で 29.3% であった。炭素成分濃度は夏季に低く、春季・冬季に高くなる傾向であった。炭素成分別では、元素状炭素成分の濃度が夏季に低い傾向がみられ、局所的なバイオマス燃焼の影響が推察された。

文献

- 1) 環境省：水・大気環境局、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン、2011.
- 2) 環境省：水・大気環境局 大気環境課長・自動車環境対策課長、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル、2014.
- 3) 緒方美治、武原弘和、近藤芳樹、藤井幸三：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の実態調査（平成 25 年 2 月～3 月），熊本市環境総合センタ一年報、No.20, 49-58, 2012.
- 4) 緒方美治、飯銅和浩、坂口美鈴、吉田英美香、福田照美、近藤芳樹、藤井幸三：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 25 年度），熊本市環境総合センタ一年報、No.21, 51-65, 2013.
- 5) 緒方美治、飯銅和浩、渡邊隆、坂口美鈴、清藤順子、吉田英美香、福田照美、近藤芳樹、藤井幸三：熊本市における PM2.5 の高濃度予測時の 6 時間分解能観測による無機元素成分を中心とした発生源解析—平成 26 年 3 月～6 月の 4 期間の事例—，熊本市環境総合センタ一年報、No.22, 47-61, 2014.
- 6) 飯銅和浩、坂口美鈴、緒方美治、渡邊隆、清藤順子、吉田英美香、福田照美、近藤芳樹、藤井幸三：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 26 年度）—地点間比較を中心—，熊本市環境総合センタ一年報、No.22, 62-82, 2014.
- 7) 緒方美治、飯銅和浩、吉田英美香、福田照美、坂口美鈴、渡邊隆、清藤順子、津留靖尚、濱野晃、近藤芳樹、藤井幸三：熊本市における PM2.5 の高濃度予測時の 6 時間分解能観測による無機元素成分を中心とした発生源解析（その 2）—平成 26 年 12 月、27 年 1 月、27 年 2 月の 3 つの事例—，熊本市環境総合センタ一年報、No.23, 2015.
- 8) 緒方美治、飯銅和浩、吉田英美香、福田照美、坂口美鈴、渡邊隆、清藤順子、津留靖尚、濱野晃、藤井幸三：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 27 年度），熊本市環境総合センタ一年報、No.24, 44-55, 2016.

- 9) 佐々木一夫、緒方美治、吉田英美香、濱野晃、藤井幸三：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 28 年度），熊本市環境総合センタ一年報，No.25，36-55，2017.
- 10) 佐々木一夫、緒方美治、濱野晃、近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 29 年度），熊本市環境総合センタ一年報，No.26，35-51，2018.
- 11) 西岡良樹、佐々木一夫、緒方美治、濱野晃、近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析（平成 30 年度、平成 31 年度），熊本市環境総合センタ一年報，No.27，43-71，2019.
- 12) 西岡良樹、佐々木一夫、福田善秀、濱野晃、近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について（令和 2 年度(2020 年度)），熊本市環境総合センタ一年報，No.28，25-41，2020.
- 13) 飯銅和浩、西岡良樹、福田善秀、濱野晃、近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について（令和 3 年度(2021 年度)），熊本市環境総合センタ一年報，No.29，29-45，2021.
- 14) 原田千恵、飯銅和浩、藤原基、坂口美鈴、近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について（令和 4 年度(2022 年度)），熊本市環境総合センタ一年報，No.30，27-43，2022.
- 15) 原田千恵 神崎剛志 藤原基 坂口美鈴 近藤芳樹：熊本市における微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果について（令和 5 年度(2023 年度)），熊本市環境総合センタ一年報，No.31，31-48，2023.

IV 付 錄

熊本市環境総合センター条例

平成 7年 3月16日
条 例 第 26 号

最終改正 平成23年12月19日 条例第62号

(設 置)

第1条 環境の保全及び保健衛生の向上に対する意識の高揚を図るため、熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位 置)

第2条 センターは、熊本市東区画団町大字所島404番地1に置く。

(使用許可)

第3条 センターの施設及びその設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反するとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (7) その他センターの管理上支障があるとき。

2 使用の不許可等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(立入りの制限)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する者のセンターへの立入りを禁止し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) センターの秩序を乱すと認められる者

(職員の指示等)

第8条 使用者は、施設等の使用に当たっては、職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第9条 施設等をき損し、若しくは滅失させた者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成7年6月30日規則第52号で平成7年6月30日から施行]

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第62号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表

(1) 学習ホールに係る使用料

| 区分 | 時間 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで |
|-------|----------------------|------------------|
| 学習ホール | 2,000円 | 2,500円 |
| 冷暖房設備 | 700円 | 700円 |

(2) 和室研修室に係る使用料

| 区分 | 時間 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで |
|-------|----------------------|------------------|
| 和室研修室 | 400円 | 500円 |
| 冷暖房設備 | 100円 | 100円 |

熊本市環境総合センター条例施行規則

平成 7年 6月30日
規 則 第 53 号

最終改正 令和5年3月17日 規則第24号

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本市環境総合センター条例（平成7年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第3条の規定により熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）の施設及びその設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、熊本市環境総合センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月前1月から使用日前7日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、施設等の使用を許可するときは、熊本市環境総合センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用中止の届出及び使用許可の変更申請等)

第3条 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめるときは熊本市環境総合センター使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市環境総合センター使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出及び申請書は、使用日の3日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。

3 市長は、使用者が条例第4条第1項の規定に該当すると認めるときは熊本市環境総合センター使用許可取消（変更・停止）通知書（様式第5号）を、第1項の規定による変更申請を適当と認めるときは熊本市環境総合センター使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第4条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除の申請)

第5条 条例第5条第3項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、熊本市環境総合センター使用料減額・免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 施設等は、引き続き3日間を超えて使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 センターに入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の使用をしないこと。
- (2) 飲酒をしないこと。
- (3) センター内で物品を販売し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) センター及び研究施設等の業務に支障がある行為をしないこと。
- (5) 研究施設等に立ち入らないこと。
- (6) 施設等の使用をする際に、入場料又はこれに類するものを徴収しないこと。
- (7) 動物類(身体障害者補助犬を除く。)又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯しないこと。

(平14規則84・平24規則7・一部改正)

(き損滅失届)

第9条 使用者は、センターの施設等をき損し、又は滅失させたときは、熊本市環境総合センター施設等き損(滅失)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成11年4月28日規則第36号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第84号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成24年1月19日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第24号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号～第8号は省略

熊本市環境総合センター手数料条例

〔 昭和56年 3月31日
条 例 第 15 号 〕

最終改正 平成23年12月19日条例第101号

(趣 旨)

第1条 この条例は、熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）における衛生試験、検査に関する手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 センターにおける試験及び検査の手数料の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

(手数料の納付等)

第3条 センターに試験、検査を依頼しようとする者は、前条の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第4条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委 任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和56年6月30日規則第42号で昭和56年9月1日から施行）

附 則（平成7年3月31日条例第36号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第33号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第101号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表は省略

熊本市環境総合センター手数料条例の施行等に関する規則

〔昭和56年 6月30日
規則 第43号〕

最終改正 平成30年3月27日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市環境総合センター手数料条例（昭和56年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）における試験及び検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験又は検査の依頼)

第2条 センターに試験又は検査を依頼しようとする者は、試験検査申請書及び申請に係る試験又は検査の対象となる物（次項において「申請書等」という。）をセンターに持参し、提出しなければならない。

2 申請書等の受付は、センターの休館日を除く月曜日及び火曜日の午前8時30分から午前12時までの間、行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(試験又は検査の拒否)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、試験又は検査を拒否することができる。

- (1) 試験又は検査の必要がないとき。
- (2) 本市の住民以外からの依頼であって、センター以外において試験又は検査を受けることができない事情が存しないとき。
- (3) その他センターの業務上依頼に応ずることができないとき。

(手数料の額)

第4条 条例第2条に規定する手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項に定めのない試験又は検査の手数料の額については、その都度別表に定める手数料の額に準じて、手数料を徴収することができる。

(手数料の減免)

第5条 条例第4条の規定により手数料の減免を行うことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 行政上の必要から、試験又は検査を行うとき。
 - (2) 経済的理由により手数料の全部又は一部を納めることができないと認められるとき。
- 2 手数料の減免を受けようとする者は、市長に手数料減免申請書を提出し、承認を得なければならない。

(書類の様式等)

第6条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他

の方法により公表するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第16号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第17号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月13日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第23号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条（同条第2号に係る部分を除く。）、第5条第1項、別表、様式第1号及び様式第2号の改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成24年4月1日

附 則（平成27年3月9日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第21号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市環境総合センター手数料条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表は省略



熊本市環境総合センタ一年報

令和6年(2024年)度版

令和7年(2025年)12月発行

編集・発行： 熊本市環境局環境推進部環境総合センター

〒862-0946

熊本市東区画図町大字所島404番地1

TEL 096（379）2511

FAX 096（379）7783